

図面目録

<ボイラー・圧搾機械室棟>

図面番号	図面名称	縮尺
M-01	図面目録	-
M-02	特記仕様書(1)	-
M-03	特記仕様書(2)	-
M-04	特記仕様書(3)	-
M-05	特記仕様書(4)	-
M-06	特記仕様書(5)	-
M-07	案内図・配置図	1/500
M-08	空調換気設備 機器表	-
M-09	空調換気設備 1階ダクト平面図	1/150
M-10	空調換気設備 2階ダクト平面図	1/150
M-11	空調換気設備 3階ダクト平面図	1/150
M-12	空調換気設備 便所詳細図	1/25
M-13	空調換気設備 配管系統図	-
M-14	空調換気設備 1階配管平面図	1/50
M-15	空調換気設備 2階配管平面図	1/50
M-16	給排水衛生設備 衛生器具表	-
M-17	給排水衛生設備 系統図	-
M-18	給排水衛生設備 外構平面図	1/500
M-19	給排水衛生設備 1階平面図	1/150
M-20	給排水衛生設備 2階平面図	1/150
M-21	給排水衛生設備 便所詳細図	1/25
M-22	消火設備 系統図	-
M-23	消火設備 1階平面図	1/150
M-24	消火設備 2階平面図	1/150
M-25	浄化槽設備 平面・断面図	1/25
M-26	浄化槽設備 配筋図 (参考図)	-
M-27	浄化槽設備 制御盤図 (参考図)	-

※縮尺は、A1での出力の場合です。A3での出力の場合は1/2となります。

株式会社 国 建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国 建 河野 泰志	工事名称 工事場所 発注機関	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】 北大東村字中野地内 北大東村役場	工事年度	令和 8 年度	図面名称 縮 尺	図面目録 A1:- A3:-	図面番号	M-01
その他の設計者 一級建築士 登録第232020号	株式会社 国 建 屋部 哲	摘 要		設 計	製 図	名 称	株式会社 国 建	図 章	M-01
構造設計 一級建築士 登録第3200号 一級建築士 登録第259623号	株式会社 国 建 鳥袋 敬	検 印							
設備設計 一級建築士 登録第4737号 建築設備士 第17E1-0445KH号	株式会社 環境設計国建 巖元 真志			登録番号	一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号		

建築工事特記仕様書【機械設備工事編】

1 工事概要

- (1) 工 事 名 : 北大東製糖工場更新工事(第1期)
- (2) 工事場所 : 北大東村字中野地内
- (3) 建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m ²)	用途区分
			消防法施行令別表第一 第 12 項 工場
北大東製糖工場	S造 3階	2,595.72㎡	
計			

(注: 延べ面積は建築基準法による表記)

(4) 工事科目 (○印を付けたものを適用する)

工事科目	建物別及び屋外		
	屋内		屋外
空調和設備	○		
換気設備	○		
排煙設備			
自動制御設備			
衛生器具設備	○		
給水設備	○		○
排水設備	○		○
給湯設備			
消火設備	○		
ガス設備			
厨房機器設備			
浄化槽設備	○		
エレベーター設備			
小荷物専用昇降機設備			
エスカレーター設備			
撤去工事			
発生材処理			
軽微な電気設備工事			
軽微な建築工事			

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和8年3月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び令和8年3月の公共工事設計労務単価等に基づいて作成している。

3 機械設備工事仕様

(1) 標準仕様書等

- ア 図面及びこの特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)」(令和7年版)(以下「標準図」という。)による。
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和7年版)による。

(2) 特記仕様

- ア 項目の番号に○印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「※」に○印が付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は「※」を適用する。「・」と「※」の両方に○印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の()内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1) 公共事業労務費調査に対する協力

- ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に從って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2) 暴力団員等による不当介入の排除対策

- 受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成24年12月22日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3) ウォークラリースタンスの実施

- 工事現場環境に関しては、ウォークラリースタンス実施要領の3-取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。
- 当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。
https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4) 工事監理業務の協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出すること。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。

(5) 本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6) 県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7) 下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8) 不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。
なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9) ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10) 不正軽油の使用禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11) 設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおり品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等級以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12) ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

- ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。)の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。
また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。
- イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf
【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】
https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf
【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】
ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ポイラー棟】			工事年度	令和 8 年度	
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内			図面名称	特記仕様書(1)	
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場			縮 尺	A1: - A3: -	
その他の設計者	株式会社 国 建	備 考				図面番号	M-02	
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印	管理建築士	設 計	製 図	設 計 者	名 称	株式会社 国 建
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建		名 称	管理建築士 河野 泰志				
一級建築士 登録第259623号	島袋 敬			資格者氏名				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計園建			登録番号	一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号			
建築設備士 第17E1-04450H号	巖元 真志	所在地		那覇市久茂地1丁目2番20号				

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																											
一般共通事項																																																																
○ 1 工事実績情報の登録 (1.1.4)	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、登録を要しない。		※請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。	○ 17 発生材の処理等 (1.3.9)	適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。（建物や周辺の状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など） (1) マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 <table border="1"> <tr> <th colspan="2">発生材の種類及び処理方法</th> </tr> <tr> <td>引渡しを要するもの</td> <td>○無 ・有 (図示)</td> </tr> <tr> <td>特別管理産業廃棄物</td> <td>○無 ・有 (図示) ※現場調査を行う</td> </tr> <tr> <td>再利用を図るもの</td> <td>○無 ・有 (図示)</td> </tr> </table> (2) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税（沖縄県産業廃棄物税）が課税されるので、適正に処理すること。 (3) 建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合は工事着手前に「建設副産物情報交換システム」(以下「COBRIS」という。)により作成した、「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければならない。 また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認し、工事完成時にCOBRISにより作成した、「再資源化報告書」、「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。 (4) 本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現場から50km以内以下に以下の施設がない場合は、この限りではない。 ①搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施設へ搬出 ②搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出 (5) 本工事における再資源化に要する費用（運搬費を含む処分費）は、前に掲げる施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費（平日受入費用）の合計が最も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き、再資源化に要する費用の変更は行わない。 (6) アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体（以下、「廃棄物」という。）については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されている「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。 http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。 イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、適正に処理すること。 ウ 発生する粉体に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正に処理すること。 (7) 撤去前に内容物（燃料、冷媒、吸収液、廃油等）の回収を要する機器、配管等がある場合、撤去部に有害物質を含む材料（アスベスト、鉛、PCB等）が使用されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。	発生材の種類及び処理方法		引渡しを要するもの	○無 ・有 (図示)	特別管理産業廃棄物	○無 ・有 (図示) ※現場調査を行う	再利用を図るもの	○無 ・有 (図示)																																																			
発生材の種類及び処理方法																																																																
引渡しを要するもの	○無 ・有 (図示)																																																															
特別管理産業廃棄物	○無 ・有 (図示) ※現場調査を行う																																																															
再利用を図るもの	○無 ・有 (図示)																																																															
○ 2 適用図書等 (1.1.6)	※公共建築工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※公共建築設備工事標準図（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環課監修） ※営繕工事写真撮影要領（令和5年版） ※（建築、電気設備、機械設備）工事監理指針（令和4年版）（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修） ※建築材料・設備機材等品質性能評価事業（建築材料等・設備機材等）評価名簿（令和6年版）（一般社団法人公共建築協会）		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（工事検査合格通知書における日付）とする。 (2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していなければならない。 イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。																																																													
○ 3 別契約の関連工事 (1.1.7)	(1) 関連工事との取り合いは、別表-1による。ただし、図示されたものを除く。 (2) 他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術者の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等の写し）を提出しなければならない。																																																													
○ 4 工事の一時中止に係る事項 (1.1.9)	工事の一時中止に係る計画の作成 (1) 工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画（以下「基本計画書」という。）を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 (2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。	○ 11 主任技術者等の資格	(1) 主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等による。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格は、以下による。 ※資格の区分1 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち、1級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち、技術部門を機械部門、上下水道部門又は衛生工学部門に合格した者 ・資格の区分2 次のイ又はロに掲げるもの イ 技術検定のうち、1級又は2級の管工事施工管理の検定種目に合格した者 ロ 資格の区分1のロに掲げる者 ・資格の区分3 次のイ又はロに掲げるもの イ 建設業法第7条第2号イ又はロに定める実務経験を有する者 ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を有すると認定された者 (2) 発注者へ資格を証明する資料を提出すること。																																																													
5 工事の余裕期間	・余裕期間を設定する工事 【 方式】 【以下から選択：発注者指定方式／任意着手方式／フレックス方式】 (1) 本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期間の設定にかかる積算上の割増は考慮しない。 (2) 余裕期間制度のうち、任意着手方式、フレックス方式において、受注者は、余裕期間内の任意の日を工事の始期と定めることができる。 このため、受注者は、落札結果通知を受けた日の翌日までに「工期通知書（様式-1）」を作成し、発注者（契約担当者）に通知（提出）すること。 (3) その他事項は、「余裕期間を設定する工事実施要領」による。		※ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）の配置を認めない。 電気工作物に係る工事を行う場合は、その工事期間において監督員の承諾を受けた電気保安技術者を配置し、電気工作物の保安業務を行うこと。																																																													
6 概成工期 (1.2.1)	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	○ 12 監理技術者の業務 (特例監理技術者の配置)																																																														
○ 7 施工図等 (1.2.3)	(1) 施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するものとする。 (2) 受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面図、展開図、天井伏図（各1/50程度）及び必要な部位の断面図を作成の上、監督員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を受ける。ただし、監督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。 (3) 施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。	○ 13 電気保安技術者 (1.3.2)																																																														
		○ 14 施工条件 (1.3.3)	施工条件は、図示及び以下による。 ()																																																													
		15 交通安全管理 (1.3.6)	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一級又は二級検定合格警備員を配置すること。（令和3年2月19日沖縄県公安委員会告示第38号）																																																													
		○ 16 施工中の環境保全等 (1.3.8)	(1) 「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」（平成9年7月31日建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号）による建設機械を使用する。 (2) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施設第291号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。 一般工事用建設機械（ディーゼルエンジン出力7.5～260kW） ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル ウ ブルドーザ エ 発動発電機 オ 空気圧縮機 カ 油圧ユニット（基礎工事用機械で独立したもの） キ ローラ類 ク ホイールクレーン																																																													
8 工事の記録 (1.2.4)	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。																																																															
○ 9 設計図CADデータの貸与	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与されたCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはならない。																																																															
○ 10 施工管理体制 (1.3.1)	(1) 工事請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事の場合8,000万円以上）の工事については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間 ・請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。																																																															
					<table border="1"> <tr> <td>株式会社 国 建</td> <td>一級建築士事務所(知事)登録第144-71号</td> <td>工事名称</td> <td>北大東製輪更新工事（第1期）【圧搾ボイラー機】</td> <td>工事年度</td> <td>令和 8 年度</td> </tr> <tr> <td>代表となる設計者</td> <td>株式会社 国 建</td> <td>工事場所</td> <td>北大東村字中野地内</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書（2）</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第272388号</td> <td>河野 泰志</td> <td>発注機関</td> <td>北大東村役場</td> <td>尺 寸</td> <td>A1：- - A3：-</td> </tr> <tr> <td>その他の設計者</td> <td>株式会社 国 建</td> <td colspan="2">摘 要</td> <td>図面番号</td> <td>M-03</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第232020号</td> <td>屋部 哲</td> <td rowspan="2">検 印</td> <td>管理建築士</td> <td>設 計</td> <td>製 図</td> </tr> <tr> <td>構造設計 一級建築士 登録第3200号</td> <td>株式会社 国 建</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第259623号</td> <td>鳥渡 敬</td> <td>登録番号</td> <td></td> <td>名 称</td> <td>株式会社 国 建</td> </tr> <tr> <td>設備設計 一級建築士 登録第4737号</td> <td>株式会社 環境設計国建</td> <td>資格者氏名</td> <td></td> <td>管理建築士</td> <td>河野 泰志</td> </tr> <tr> <td>建築設備士 第17E1-0445KH号</td> <td>巖元 真志</td> <td>所在地</td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>(大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>那覇市久茂地1丁目2番20号</td> </tr> </table>	株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製輪更新工事（第1期）【圧搾ボイラー機】	工事年度	令和 8 年度	代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書（2）	一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	尺 寸	A1：- - A3：-	その他の設計者	株式会社 国 建	摘 要		図面番号	M-03	一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印	管理建築士	設 計	製 図	構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建				一級建築士 登録第259623号	鳥渡 敬	登録番号		名 称	株式会社 国 建	設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建	資格者氏名		管理建築士	河野 泰志	建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志	所在地		登録番号	(大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号						那覇市久茂地1丁目2番20号
株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製輪更新工事（第1期）【圧搾ボイラー機】	工事年度	令和 8 年度																																																											
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書（2）																																																											
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	尺 寸	A1：- - A3：-																																																											
その他の設計者	株式会社 国 建	摘 要		図面番号	M-03																																																											
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印	管理建築士	設 計	製 図																																																											
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建																																																															
一級建築士 登録第259623号	鳥渡 敬	登録番号		名 称	株式会社 国 建																																																											
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建	資格者氏名		管理建築士	河野 泰志																																																											
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志	所在地		登録番号	(大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号																																																											
					那覇市久茂地1丁目2番20号																																																											

項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																						
○ 18 工事の保険等	<p>(1) 次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工日から工事完成期日後14日以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※火災保険 ※組立保険 ※請負業者賠償責任保険 ・建設工事保険 ・労働災害総合保険 <p>(2) 建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加入を証明するための書類を発注者に提出する。</p> <p>(3) 建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 掛金収納書を契約後原則一か月以内（電子申請方式による場合にあっては契約後原則40日以内）に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。 ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。 エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなければならない。 			○ 2 配管材料 (2.1.2)	管材は別表-2による。ただし、図示されたものを除く。																																																						
				○ 3 埋設配管 (2.7.1)	<ul style="list-style-type: none"> ・地中埋設標の設置は図示によるほか、屋外埋設管の分岐、曲り部に設置する。 ・アスファルト舗装以外の地中埋設標は、(◎コンクリート製 ・鉄製)とする。 																																																						
				○ 4 保温工事 (3.1.1)	図示および契約図書等に記載されたものを除き、保温は不要とする。また、保温の種類、施工箇所等は図示による。																																																						
				○ 5 塗装 (3.2.1)	露出部分は全て塗装を施すこと。																																																						
				○ 6 仮設工事 (4.1.1)	<p>本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、請負者の負担とする。</p> <p>監督員事務所を本工事で(※設置しない ・設置する(・構内 ・構外 ・既存建物内一部使用))。</p> <p>監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> <th>設置する備品等の種類</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																		
設置する備品等の種類	数量	設置する備品等の種類	数量																																																								
○ 19 ゆいぐる材について	<p>(1) ゆいぐる材の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいぐる材に限り、原則「ゆいぐる材」とする。それ以外を原材料とするゆいぐる材は率先して使用することとする。 イ ゆいぐる材がない離島等での工事の場合は、ゆいぐる材以外の再生資材を使用できる。この場合においても受注者は、「ゆいぐる材品質管理要領」に準じて品質管理を実施しなければならない。 ウ ゆいぐる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用する。 <p>(2) ゆいぐる材の品質管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 受注者は、ゆいぐる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆいぐる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。 イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいぐる材を使用する場合、着手後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいぐる材品質管理依頼」を行い、必要書類の交付を受けなければならない。 ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果を報告しなければならない。 	25 情報共有システムの使用	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10</p> <p>【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p>	7 土工事 (4.2.1)	<p>建設発生土の処分は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 構内敷きならし ・ 構内たい積 ・ 場外搬出適切処理 <p>搬出先名称 ()</p> <p>搬出先所在地 ()</p> <p>運搬距離 (km)</p> <p>搬出先基準(条件) ()</p>																																																						
		26 標識その他 (1.7.4)	<p>本工事は、沖縄県が指定する情報共有システムを使用する。</p> <p>(1) 現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督員と協議すること。</p> <p>【インターネット環境】：ブロードバンド回線</p> <p>【パソコンOS】：Microsoft Windows 8.1/10</p> <p>【推奨ブラウザ】：Microsoft Edge</p> <p>情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いてそれらのデータを共有・交換するものである。</p> <p>(2) 受注者は沖縄県CALSシステムの利用にあたっては沖縄県とCALS運営会社で定めた使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。</p> <p>(3) 沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払いの事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込みの写し等)を提出)。</p> <p>主機械室に機器等の取扱い方法、点検項目及び系統図等を記載したアクリル樹脂製の案内板を設ける。記載内容、設置場所等は監督員の承諾を受けること。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。</p> <p>監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、標準図による。</p>	○ 8 その他	<p>(1) 受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。</p> <p>(2) 以下の負担金は請負者の負担とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道引込に係る負担金 (円) ・ガス引込に係る負担金 (円) <p>※</p> <p>(3) 図示されたものを除き、以下による。</p> <p>※</p>																																																						
		○ 27 機材		空気調和設備工事																																																							
○ 20 機材の品質等 (1.4.2)	<p>※工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとする。(製品番号等は参考であり限定しない。)</p> <p>※使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。</p> <p>※使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。</p>	○ 28 施工		○ 1 空気調和機	<p>室外機は、図示された場合を除き以下による。</p> <p>※耐塩処理を施す。(原則、県内工場施工。5年間保証。)</p> <p>※端子板にヤモリガード対策を施す。</p>																																																						
21 技能士 (1.5.2)	<p>技能士を適用する。技能検定の職種及び作業種別は以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配管施工(建築配管作業) ・熱絶縁施工(保温保冷工作業) ・冷凍、空気調和機器施工(冷凍、空気調和機器施工作業) ・建築板金施工(ダクト板金作業) 	○ 29 耐震施工	<p>(1) 指定された設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。</p> <p>○「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」</p> <p>(2) 建築物導入配管で不平等沈下のおそれがある場合及び建物のエキスパンションジョイント部の配管は、図示によるほか標準図による措置を施す。</p> <p>本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領 令和2年1月」(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。</p> <p>・墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守すること。</p>	○ 2 制気口	図示されていない制気口の材質は(◎鋼板 ・アルミニウム板)とする。																																																						
22 化学物質の濃度測定 (1.5.8)	<p>(1) 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 測定対象化学物質が濃度指針値を超えた濃度で検出された場合は、引渡は受けない。</p>	測定対象室	測定箇所数	備考										○ 30 磁気探査	○ 3 ダクト (1.14.3)	<p>長辺が1,500mm以下の長方形ダクトは、図示された場合を除き、(・アングルフランジ ・コーナーボルト(・共板フランジ ・スライドオンフランジ))工法とする。</p>																																											
測定対象室	測定箇所数	備考																																																									
23 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。()	○ 31 墜落制止用器具	<p>本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を参照し実施するものとする。</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)活用工事の試行対象であり、実施については、受注者における希望型とする。受注者は、工事着手前までにCCUS活用について、実施の有無を工事打合簿にて発注者へ報告するものとする。</p> <p>実施については、「沖縄県 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」及び「建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。</p> <p>※</p>	○ 4 ダクト付属品	<p>風量測定口の取付位置は図示のほか、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送風機吐側 ・送風機吸い込み側 ・外気取り入れダクト 																																																						
○ 24 完成時の提出図書 (1.7.1)	<p>(1) 本工事は電子納品対象工事とする。</p> <p>電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。</p>	○ 32 「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事		○ 5 設計温湿度条件	<p>設計温湿度条件は以下による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">外気</th> <th colspan="2">室内 ()</th> </tr> <tr> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> <th>温度(°C)</th> <th>湿度(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>33.0°C</td> <td>77.1%</td> <td>26.0°C</td> <td>成り行き</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>13.4°C</td> <td>55.9%</td> <td>20.0°C</td> <td>成り行き</td> </tr> </tbody> </table> <p>※</p>		外気		室内 ()		温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)	夏季	33.0°C	77.1%	26.0°C	成り行き	冬季	13.4°C	55.9%	20.0°C	成り行き																																			
	外気		室内 ()																																																								
	温度(°C)	湿度(%)	温度(°C)	湿度(%)																																																							
夏季	33.0°C	77.1%	26.0°C	成り行き																																																							
冬季	13.4°C	55.9%	20.0°C	成り行き																																																							
		○ 33 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用について		6 その他	※																																																						
		○ 34 その他																																																									
		共通工事																																																									
		○ 1 総合調整 (1.3.3)	<p>総合調整は以下の項目を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○風量調整 ・水量調整 ・室内外空気の温湿度の調整 ・室内気流及びじんあいの調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動の調整 ・飲料水の水質の測定 ・雑用水の水質の測定 <p>○運転状態(総合調整結果)の記録</p> <p>※</p>																																																							
				<table border="1"> <tbody> <tr> <td>株式会社 国 建</td> <td>一級建築士事務所(知事)登録第144-71号</td> <td>工事名称</td> <td>北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】</td> <td>工事年度</td> <td>令和 8 年度</td> </tr> <tr> <td>代表となる設計者</td> <td>株式会社 国 建</td> <td>工事場所</td> <td>北大東村字中野地内</td> <td>図面名称</td> <td>特記仕様書(3)</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第272388号</td> <td>河野 泰志</td> <td>発注機関</td> <td>北大東村役場</td> <td>図面番号</td> <td>M-04</td> </tr> <tr> <td>その他の設計者</td> <td>株式会社 国 建</td> <td>備 考</td> <td></td> <td>設 計 者</td> <td>名 称 株式会社 国 建</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第232020号</td> <td>屋部 哲</td> <td>検 印</td> <td></td> <td>資格者氏名</td> <td>管理建築士 河野 泰志</td> </tr> <tr> <td>構造設計 一級建築士 登録第3200号</td> <td>株式会社 国 建</td> <td></td> <td></td> <td>登録番号</td> <td>一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号</td> </tr> <tr> <td>一級建築士 登録第259623号</td> <td>島 敦</td> <td></td> <td></td> <td>所在地</td> <td>那覇市久茂地1丁目2番20号</td> </tr> <tr> <td>設備設計 一級建築士 登録第4737号</td> <td>株式会社 環境設計国建</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築設備士 第17E1-0455KH号</td> <td>巖元 真志</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度	代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書(3)	一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	図面番号	M-04	その他の設計者	株式会社 国 建	備 考		設 計 者	名 称 株式会社 国 建	一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印		資格者氏名	管理建築士 河野 泰志	構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建			登録番号	一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	一級建築士 登録第259623号	島 敦			所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号	設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建					建築設備士 第17E1-0455KH号	巖元 真志				
株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度																																																						
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書(3)																																																						
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	図面番号	M-04																																																						
その他の設計者	株式会社 国 建	備 考		設 計 者	名 称 株式会社 国 建																																																						
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印		資格者氏名	管理建築士 河野 泰志																																																						
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建			登録番号	一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号																																																						
一級建築士 登録第259623号	島 敦			所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号																																																						
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建																																																										
建築設備士 第17E1-0455KH号	巖元 真志																																																										

特記事項

別表-1 (関連工事との取り合い)

工事内容	本工事		
	機械	電気	建築
機器の基礎	屋内設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋上設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	屋外設置 (架台、アンカーボルトを除く)	・	※
	架台、アンカーボルト	※	・
貫通スリーブ (はり、床、壁)	スリーブ	※	
	補強鉄筋		※
	スリーブの穴埋め	※	・
箱入れ (はり、床、壁)	箱入れ	※	
	補強鉄筋		※
	型枠の穴埋め	※	・
天井、壁の切り込み	墨出し	※	・
	下地組み、ボード類切り込み (吹出口、吸込口、消火栓等)	・	※
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	・	※
インサート	インサート	※	・
外気取付ガラリ	ダクト、チャンバーの接続用フランジを含む	・	※
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	※	・
電気配管配線	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	※	・
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線	・	※
	天井吊り機器 (空調機、空調換気扇) の本体と操作スイッチ間の配管	※	
	上記の配線	※	
	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管	・	※
	上記の配線	※	・
	電極棒及びフロートスイッチの本体	※	
	上記の配管、配線		※
自動制御	電気配管	※	・
	電気配線	※	・
	電源供給	・	※
浄化槽	コンクリート躯体		※
	基礎コンクリート		※
	基礎杭		※
	根切り、埋戻し		※
	残土処理		※
	防護柵		※
	土止め工事		※
	保護砂		※
	湧水処理		※
	送風機室 (換気用送風機を含む)	※	※
	操作盤までの1次側電気工事		※
	操作盤以降の2次側電気工事		※
樋	ルーフドレイン及び立て樋		※
	立て樋接続用埋設横引管		※
流し類	台所流し台、手洗い流し台 (SUS人研ぎ共)		※
	上記の配管接続	※	
化粧鏡	衛生陶器メーカー規格外の物		※
カウンター	はめ込洗面器のカウンター		※
身障者用手すり	衛生器具回り	※	
	その他手すり	※	

※配線は接続を含むものとする。

特記事項

別表-2 (管材)

用途	施工箇所	管材
冷媒管	屋内一般配管	冷媒用断熱材被覆銅管 (JCDA 0009)
	機械室・便所配管	
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
給水管	屋内一般配管	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP・JIS K6742)
	機械室・便所配管	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP・JIS K6742)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP・JIS K6742)
	地中配管	耐衝撃性ポリ塩化ビニル管 (HIVP・JIS K6742)
消火管	屋内一般配管	配管用炭素鋼鋼管 (白) (JIS G3452)
	機械室・便所配管	配管用炭素鋼鋼管 (白) (JIS G3452)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
	地中配管	
排水管	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	
通気管	地中配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
	屋内一般配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
	機械室・便所配管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
	屋外配管 (架空、暗渠内、共同構内)	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP・JIS K6741)
特記事項		
※冷媒管に断熱材被覆銅管を使用した場合の断熱材の厚さは、液管10mm以上、ガス管20mm以上とする。 ※上表にない用途配管は図示による。		
※凡例		

株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製輪更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書(4)
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1: - ・ A3: -
その他の設計者	株式会社 国 建	図面番号			M-05
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	摘 要			
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	管理建築士	設 計	製 図	
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	検 印			
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建	名 称			株式会社 国 建
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志	資格者氏名			管理建築士 河野 泰志
		登録番号			一級建築士 (大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
		所 在 地			那覇市久茂地1丁目2番20号

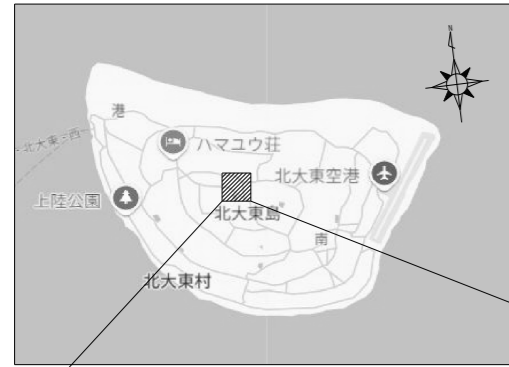
特記事項											
給排水設備 空調設備	建令129条の2の5第1項第一号 腐食防止のために講じた措置										
<p>(1) 土中埋設 (外面被覆の無い鋼管)</p> <p><input type="checkbox"/> 防食テープ <input type="checkbox"/> 熱収縮シート又はチューブ <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・給水管 H I V P管 ・排水管 V P管 ・給湯管 - ・ガス管 ガス用ポリエチレン管</p> <p>(2) コンクリート埋設 (外面被覆の無い鋼管)</p> <p><input type="checkbox"/> 防食テープ巻き <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・給水管 H I V P管 ・排水管 V P管 ・給湯管 -</p> <p>(3) 多湿箇所 (外面被覆のない鋼管又は保温のある配管)</p> <p><input type="checkbox"/> アスファルトプライマー <input type="checkbox"/> 金属外装 (冷媒管) <input type="checkbox"/> 合成樹脂外装 (冷媒管) <input checked="" type="checkbox"/> その他 ・排水管 V P管 ・給湯管 被覆鋼管</p>											
給排水設備	建令129条の2の5第2項 平成12年建設省告示第1390号										
水槽、流しその他水を入れ、又は受ける設備に給水する飲料水の配管設備の水栓の開口部に講じた水の逆流防止装置のための措置											
<p><input checked="" type="checkbox"/> 水栓とあふれ面の吐水口空間を確保する。 <input type="checkbox"/> 逆止弁を設置する。 <input checked="" type="checkbox"/> バキュームブレーカーを設置する。 <input type="checkbox"/> その他</p>											
給排水設備	建令129条の2の5第2項第四号、第六号 昭和50年建設省告示第1597号										
給水管に講じたウォーターハンマー防止のための措置											
<p><input checked="" type="checkbox"/> 管径を大きくして流速を小さくする。 <input type="checkbox"/> ウォーターハンマー防止器を設置する。 <input type="checkbox"/> 揚水ポンプ出口に水撃防止型逆止弁を使用する。 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (減圧弁を設置する)</p>											
給排水設備	建令129条の2の5第3項第一号										
排水のための配管設備の容量及び傾斜並びにそれらの算出方法											
<p>排水管の口径・勾配</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>口径</th> <th>勾配</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65φ以下</td> <td>1/50以上</td> </tr> <tr> <td>75φ、100φ</td> <td>1/100以上</td> </tr> <tr> <td>125φ</td> <td>1/150以上</td> </tr> <tr> <td>150φ、200φ</td> <td>1/200以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※排水管の容量(管径)の算出方法は排水負荷単位法による。</p>		口径	勾配	65φ以下	1/50以上	75φ、100φ	1/100以上	125φ	1/150以上	150φ、200φ	1/200以上
口径	勾配										
65φ以下	1/50以上										
75φ、100φ	1/100以上										
125φ	1/150以上										
150φ、200φ	1/200以上										

特記事項	
給排水設備	建令129条の2の5第3項第二号、第五号 昭和50年建設省告示第1597号
排水トラップの深さ及び汚水に含まれる汚物等が付着又は沈殿しない措置	
<p><input checked="" type="checkbox"/> 排水トラップは、J I S A 4 0 0 2による。 <input type="checkbox"/> その他</p>	
レンジフード及び排気ダクト等	
レンジフードの排気ダクトはステンレス鋼板か亜鉛鉄板とし、可燃物から10cm以上の離隔距離を取ることができない場合は、保温材(グラスウールなど厚さ50mm以上)で被覆すること。 ※ベニヤやレンジフードの電気配線も可燃物と見なす。	
レンジフードから10cm未満は、すべて熱伝導のない不燃材とし、吊戸棚については、国土交通大臣の不燃仕様(熱伝導のない)の認定を受けた製品を使用すること。	
レンジフードと吊戸棚は消防検査時に確認するため、施工状況が確認できるようにフード周りを開放しておくか、施工前後の写真及び資料を保存すること。	
ガス給湯器	
ガス給湯設備をPS内に設置する場合は、PSの扉は板厚0.8mm以上の鋼製及びSUS製とし、扉の上部及び下部にそれぞれ100cm2程度の換気口を設けること。 ※PS設置ガス給湯器の電気配線は、上下部に換気口100cm2以上あれば通常の屋外用コンセントで良く、防爆型を使用する必要はない。	
ガス給湯設備付近の開口部(換気口、窓、ドアなど)が、ガス給湯器の排気筒と同一壁面にある場合は、側方・下方に15cm、上方に30cm以上離すこと。 また、他の壁面(直角壁面等)にある場合は、60cm以上距離を設けること。	
ガス栓の金属管への接合方法 ガスが過流出した場合に自動的にガスの流出を停止することができる機構の種別	
J I S S 2 1 2 0によるものとする。	
消火ポンプ室の構造	
消火ポンプ・制御盤の前面は1m以上、その他の面については0.6m以上の操作空間を設けること。	
消火ポンプ室の標識は、短辺15cm以上、長辺50cm以上とし、赤地に白文字で「消火ポンプ室」と表示すること。	
配管の異種金属吊り金具接触部分及び躯体打ち合い箇所は絶縁処理を施すこと。	
消火ポンプ室の換気は、湿度センサー又は温度センサー制御による強制換気とすること。(防火ダンパー、屋外フード及び給気口は防虫網付とすること。)	
屋内消火栓用の「消火用水槽」及び「貯水槽」に『雨水』は認めない。消火設備の機器、配管、バルブ等に影響を与えないために上水道水とすること。	
通気管は、口径100Aで防虫網付とすること。	

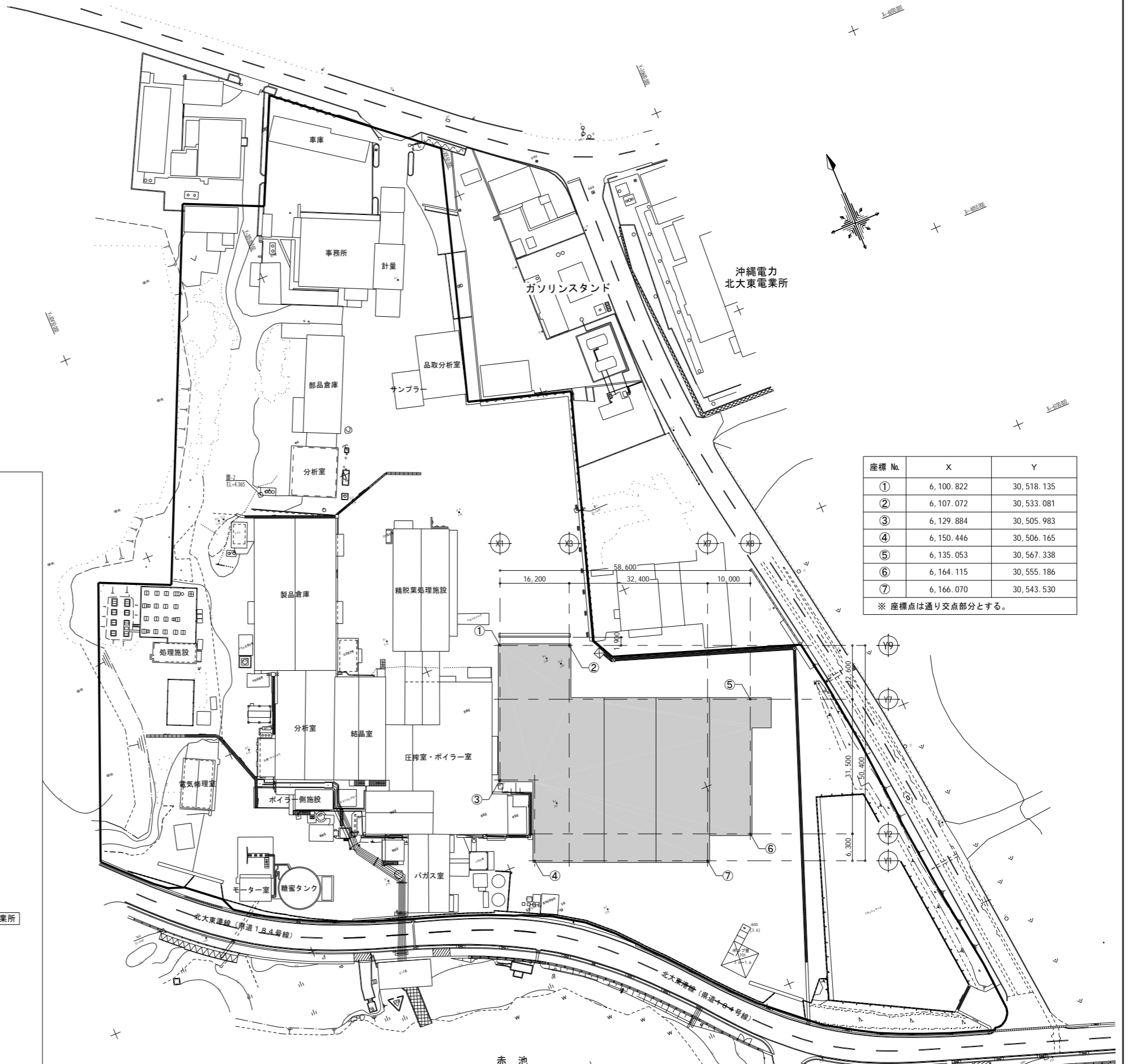
特記事項	
消防設備(消火器)	
消火器は床面から1.5m以下の位置に設置し、消火器表示を設けること。	
外気が流通する場所に設置する消火器は、格納箱付(SUS製 or FRP製)とすること。	
消防設備(屋内消火栓)	
消火設備の配管は、RC躯体の電氣的絶縁(絶縁スリーブ・絶縁吊り金具・絶縁固定(防食テープ巻など))処理すること。	
外気が流通する場所に設置する消火器は、格納箱付(SUS製 or FRP製)とすること。	
消防設備(スプリンクラー設備)	
自動火災報知設備の受信機へ、以下の信号を設けること。 ①水源減水 ②呼水槽減水 ③消火ポンプ起動 ④消火ポンプ故障 ⑤アラーム弁(自動警報弁)起動	
スプリンクラー送水口は双口とし、地盤面から0.5~1.0mの範囲内で、消防ポンプ車が直近に停車可能な位置とすること。	
スプリンクラー送水口の上部に、1.3~2.0mの範囲内で、SUS製ガード付表示灯を設け、電源は自火報の受信機から専用回線(耐熱配線以上)で接続すること。	
スプリンクラー送水口の上部に、1.3~2.0mの範囲内で、SUS製ガード付表示灯を設け、電源は自火報の受信機から専用回線(耐熱配線以上)で接続すること。	

株式会社 国建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【压榨ボイラー棟】	工事年度	令和8年度
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	特記仕様書(5)
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1:- A3:-
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-06
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	設計者	管理建築士	設計	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	製図		製図	
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	検印			
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-0455KH号	巖元 真志				
		名称	株式会社 国建	資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
		登録番号	(大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号

建築概要	
工事名称	北大東製糖更新工事（第1期）
建築場所	北大東村字中野地内
用途地域	未指定
防火地域	7.2m
前面道路幅員	図示
敷地面積	22,671.027㎡
法定建ぺい率	60%
建ぺい率	26.32% (5,966.923㎡)
法定容積率	200%
容積率	31.04% (7,035.580㎡)
工事種別	増築
建物用途	工場
構造	鉄骨造



案内図 Not To Scale



座標 No.	X	Y
①	6,100.822	30,518.135
②	6,107.072	30,533.081
③	6,129.884	30,505.983
④	6,150.446	30,506.165
⑤	6,135.053	30,567.338
⑥	6,164.115	30,555.186
⑦	6,166.070	30,543.530

※ 座標点は通り交点部分とする。

配置図 S=1/500

株式会社 国建 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事（第1期）【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和8年度	
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	配置図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1: 1/500 A3: 1/1,000
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-07
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	設計	管理建築士	製図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	検印		名称	株式会社 国建
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敦			資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建			登録番号	(大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志			所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号

空調機器表

記号	名称	系統	冷暖 運転 条件	機器仕様				電動機				運転電流		台 数 [台]	防 振 架 台	設置場所		備考		
				形式	冷房 能力 [kW]	暖房 能力 [kW]	風量 [m3/h]	静圧 [Pa]	電源		消費電力 [kW]	暖房 [kW]	通常			最大	階		場所	
									相 [φ]	電圧 [V]										
ACP-	1-	1	マルチ室外機	受変電室	切替	床置	28.0	31.5	-	-	3	200	7.69	7.70			4	1F	屋外	
	1-1		室内機			床置	28.0	31.5	4,800	30	3	200	0.65	0.65			4	1F	受変電室	
ACP-	2-	1	マルチ室外機	制御盤室	切替	床置	33.5	37.5	-	-	3	200	8.80	9.63			1	1F	屋外	
	1-1		室内機			天吊	16.0	18.0	1,860	-	1	200	0.300	0.287			2	2F	制御盤室	
ACP-	2-	2	マルチ室外機	制御盤室	切替	床置	33.5	37.5	-	-	3	200	8.80	9.63			1	1F	屋外	
	2-1		室内機			天吊	16.0	18.0	1,860	-	1	200	0.300	0.287			2	2F	制御盤室	
PAC-	2-	1	パッケージ型室外機	圧縮ボイラー発電機械制御室	切替	床置	12.5	14.0	990	-	3	200	2.95	3.20	9.2	23.8	1	1F	屋外	
			ツイン			天井セ4												2F	圧縮ボイラー発電機械制御室	
PAC-	2-	2	パッケージ型室外機	圧縮ボイラー発電機械制御室	切替	床置	12.5	14.0	990	-	3	200	2.95	3.20	9.2	23.8	1	1F	屋外	
			ツイン			天井セ4												2F	圧縮ボイラー発電機械制御室	
CR-		-1	集中リモコン	全フロア		型式	タッチパネル式 運転/停止、温度設定、運転モード、週間スケジュール デマンド制御 マルチ型室外機 6系統、パッケージ型室外機 2系統 全熱交換器 1台(拡張アダプターを付属のこと)					AC100	0.01			1	2F	圧縮ボイラー発電機械制御室		

- 能力及び消費電力は JIS B 8616 に規定された定格条件による。
- 機器仕様は 国交省建築工事標準仕様書(機械設備工事編) ■メーカー標準(付属品目は国交省標準仕様書に準拠) を適用する。
- 冷媒はオゾン層破壊係数0のものとする。
- パッケージ形空調和機又はルームエアコンの機器能力は、インバータの最大値において記載冷房能力以上となる機種を選定する。
- 電気容量、圧縮機、送風機の数値は最大値とする。
- 屋内~屋外及び屋外ユニット間の冷媒配管の口径・電気配線(アース共)は製造者の標準仕様とし本工事に含む。
- 室外機の防振対策は防振ゴム(表中「G」又はスプリング防振架台「SP」とする。
- 室内機の振れ止めは自重支持用吊りボルト4本で構成される4面にそれぞれ2本の斜材でX形とする。(緊結部材は締め付け金具とし、クリップはNGとする。)
- 室外機等の据付ボルトはSUS製とする。
- 空調室外機の基板は樹脂コーティングを施す。(工場出荷時のものに現地上塗りを施すこと)
- 冷媒管保温厚は液・ガス □20mm/20mm ■10mm/20mmとする。
- 天井カセット形・天吊形室内機の化粧パネルは □自動昇降パネル ■標準パネル とする。

全熱交換器機器表

記号	名称	型式	風量 [m3/h]	交換 効率 [%]	静圧 [Pa]	台 数	付属電動機			24h 制御 INV CO2等	風量 制御 INV CO2等	設置場所		付属品	備考	
							相	電圧 [V]	出力 [kW]			階	場所			
HEU-	2-	1	全熱交換器ユニット	天井埋込形	150	74	125	1	1	100	0.12		2F	圧縮ボイラー発電機械制御室	液晶リモコン	全熱交換効率
															防振吊り金具	(冷房/暖房)64.5/75.5%
															フィルター	

- 特記)
- 全熱交換器の全熱交換効率は、JIS B 8628に規定された定格時エンタルピー交換効率とする。
 - 全熱交換ユニットは ■マイコンタイプ □標準タイプとする。
 - パイプフードは図示の通りとすること。
 - パイプフードは全て指定色焼付塗装とすること。(色は監理者と調整すること)
 - シックハウス対象機器の「24時間運転」表記は本工事とする。(スイッチが電気工事の場合も本工事で取り付けるファンに該当するスイッチも同様)
 - スイッチは ■液晶スイッチ □ON/OFF・強弱・モード切替スイッチ とする。
 - 空調機と ■連動させる。 □連動させない。(連動させる場合、付属品に連動用基板含む)
 - 天井ダクト形は □給排気グリル(GW内貼り、樹脂製ボックス)を含む。 ■制気口表を参照。

換気機器表

記号	系統	種別	形式	据付	風量 [m3/h]	静圧 [Pa]	台 数	電動機			電流		24h 制御 INV CO2等	風量 制御 INV CO2等	設置場所		付属品			
								相	電圧 [V]	消費電力 [W]	起動	最大			階	場所	スイッチ 温度(T) 湿度(H)	架台 天吊 床置	防振対策 ゴム(G) スプリング(SP)	
																				相
FE-	1-	1	男子便所	排気	消音ボックス付送風機	天吊	700	85	1	1	100	159.0	2.64	1.86	-	1F	男子便所	-	-	G
FE-	1-	2	女子便所兼身障者用便所	排気	天井換気扇	天吊	150	25	1	1	100	15.5	0.17	0.17	-	1F	女子便所兼身障者用便所	-	-	G
FE-	1-	3	発電機室	排気	有圧換気扇	壁付	4,000	30	4	1	100	190	4.20	1.90	-	1F	発電機室	-	-	-
FE-	1-	4	消火ポンプ室	排気	天井換気扇	天吊	100	20	1	1	100	15.5	0.16	0.16	-	1F	消火ポンプ室	-	-	G
FE-	1-	5	男子便所	排気	消音ボックス付送風機	天吊	400	50	1	1	100	65	0.9	0.72	-	1F	男子便所	-	-	G
FE-	1-	6	女子便所兼身障者用便所	排気	天井換気扇	天吊	150	30	1	1	100	15.5	0.71	0.71	-	1F	女子便所兼身障者用便所	-	-	G
FE-	1-	7	便所	給気	中間取付形ダクトファン	天吊	550	50	1	1	100	95			-	1F	電気室	-	-	G
FE-	3-	1	ボイラー室	排気	ルーフファン	床置	31,500	50	4	3	200	2,200	14.6	14.6	-	RF	ボイラー室	-	-	-

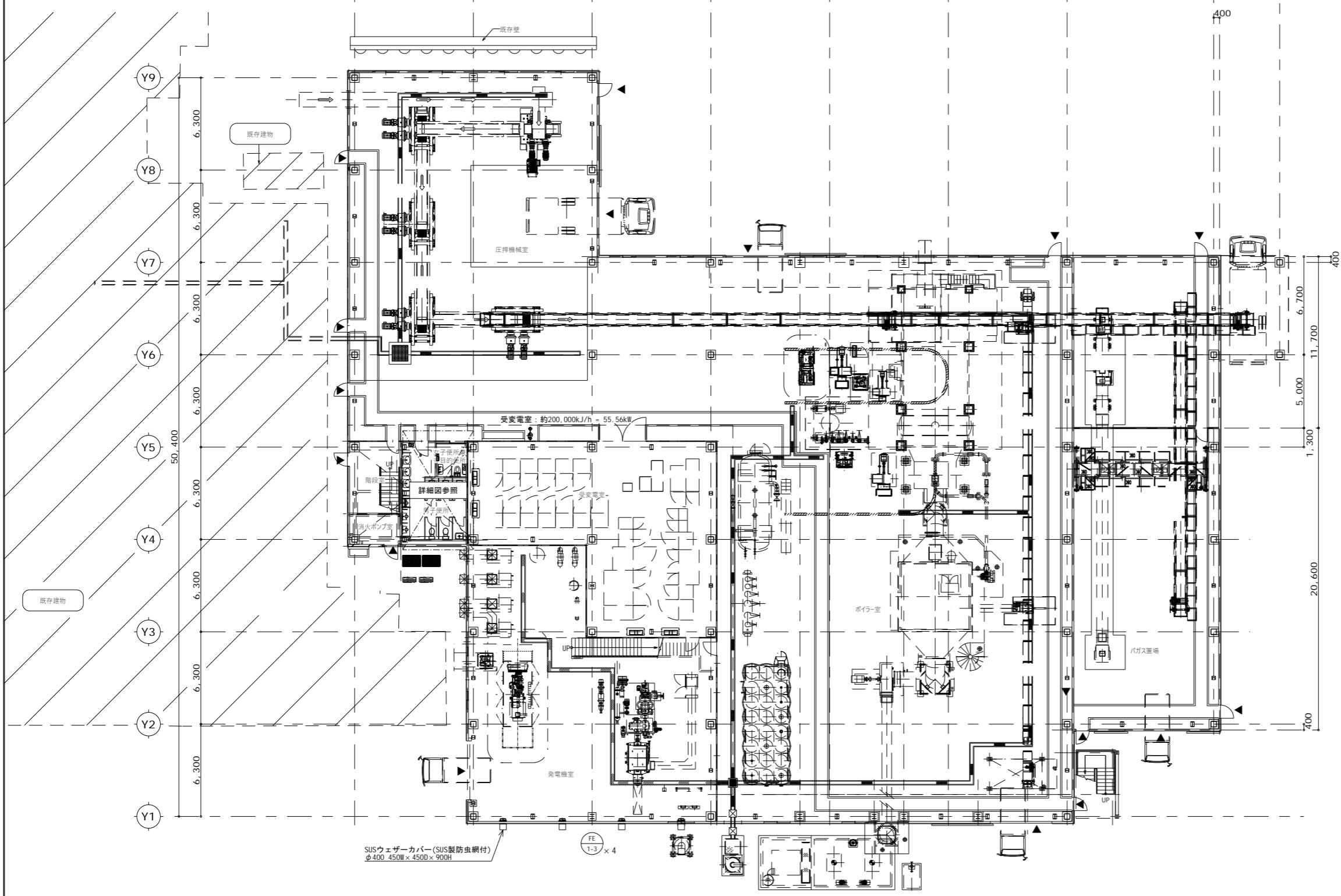
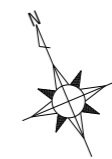
- 特記)
- 換気ファンの電動機出力は、JIS C 9603に規定された消費電力による。 6 FE-1-3 有圧換気扇はSUS製風圧シャッター及びSUS製保護ガードを含む。
 - パイプフードは図示の通りとすること。
 - パイプフードは全て指定色焼付塗装とすること。(色は監理者と調整すること)
 - 各機器標準付属品を含む。
 - 換気ファンの電動機出力は「JIS B 8330」に規定された電動機出力による。

制気口リスト

付属機器	種類	風量 [m3/h]	風速 [m / s]	制気口		ボックス寸法		ボックス 内面	接続 ダクト	個数	設置場所		備考
				形状	寸法	W × D × H	階				場所		
FE-	1-	1	EA	250	2.5	HS	200 × 200	350 × 350 × 350	塗装	200	2	1F	男子便所
			EA	170	2.5	HS	150 × 150	300 × 300 × 300	塗装	150	1	1F	男子便所
FE-	1-	5	EA	400	2.5	HS	250 × 250	400 × 400 × 350	塗装	200	1	1F	男子便所
FE-	1-	7	SA	400	2.5	VHS	250 × 250	400 × 400 × 400	GW25t	250	1	1F	男子便所
			SA	150	2.5	VHS	150 × 150	300 × 300 × 350	GW25t	200	1	1F	女子便所兼身障者用便所
HEU-	2-	1	SA	75	2.8	VHS	150 × 150	300 × 300 × 250	GW	100	2	2F	圧搾ボイラー発電機械制御室
			RA	150		HS	200 × 200	350 × 350 × 300	塗装	150	1	2F	圧搾ボイラー発電機械制御室

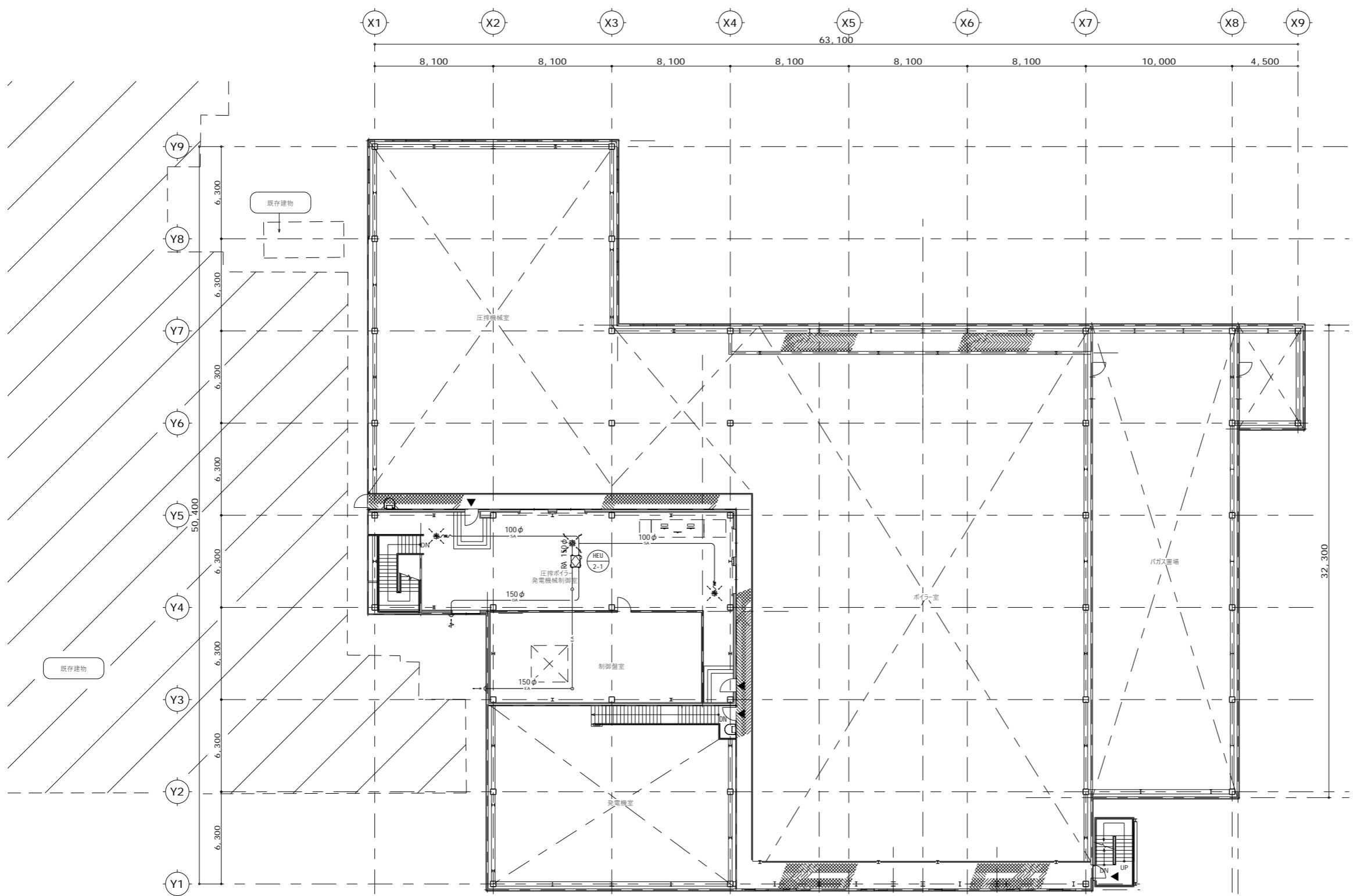
株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	空調換気設備 機器表
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	図面番号	A1 :- A3 :- M-08
その他の設計者	株式会社 国 建	施 工		設 計	
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	製 造		製 図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	検 査			
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-045KH号	巖元 真志				
名 称	株式会社 国 建	名 称	管理建築士 河野 泰志	名 称	管理建築士 河野 泰志
資格者氏名		資格者氏名	(大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	資格者氏名	
登 録 番 号		登 録 番 号		登 録 番 号	
所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号	所 在 地		所 在 地	

X1 X2 X3 X4 X5 X6 X7 X8 X9
 8,100 8,100 8,100 8,100 8,100 8,100 10,000 4,500
 63,100



SUSウェザーカバー (SUS製防虫網付)
 φ400 450H × 450D × 900H
 FE 1-3 × 4

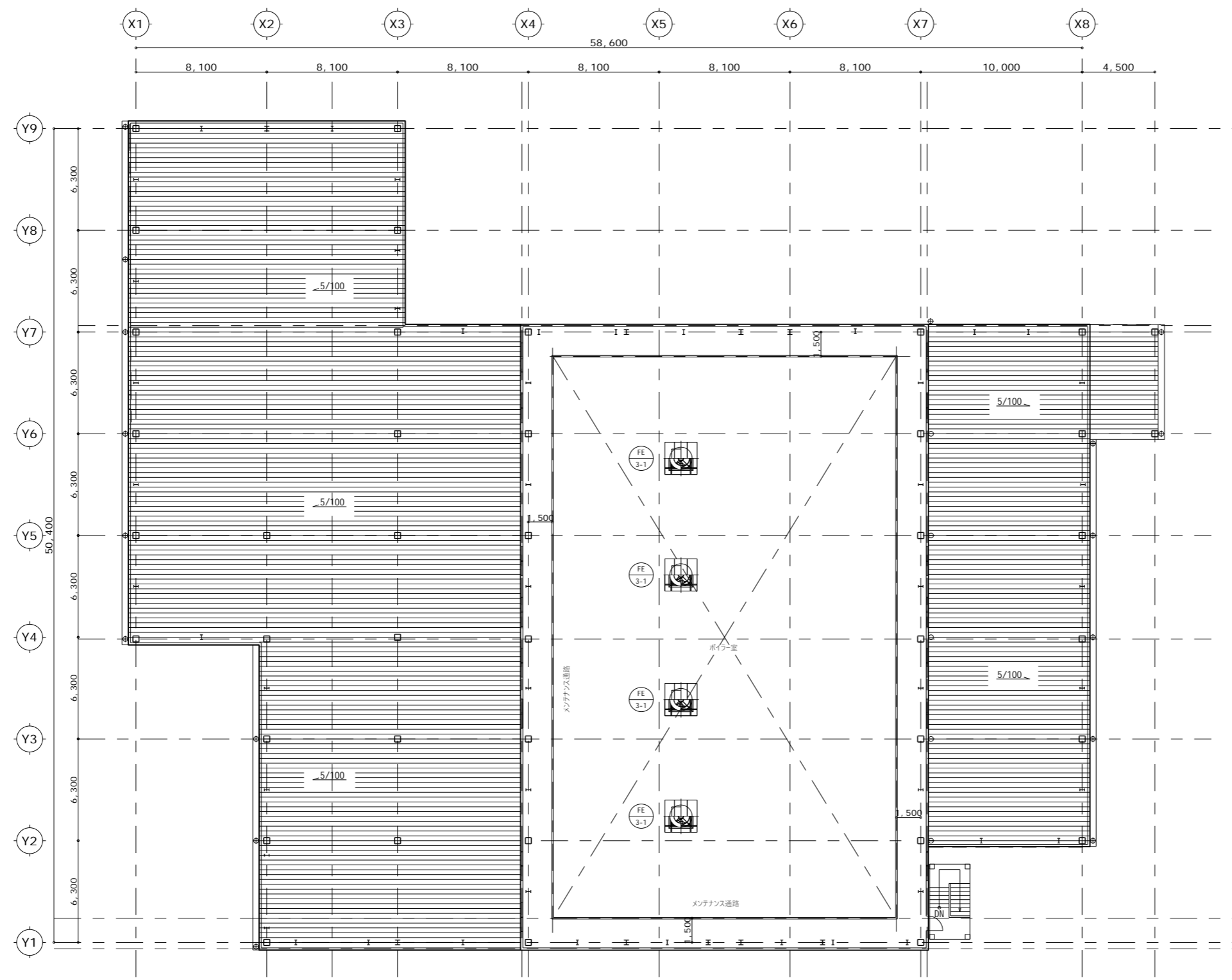
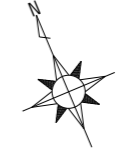
株式会社 国建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号 一級建築士 登録第232020号 構造設計 一級建築士 登録第3200号 設備設計 一級建築士 登録第259623号 建築設備士 第17E1-0445KH号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国建 河野 泰志 株式会社 国建 屋部 哲 株式会社 国建 鳥袋 敬 株式会社 環境設計国建	工事名称 北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラ一棟】 工事場所 北大東村字中野地内 発注機関 北大東村役場	工事年度 令和 8 年度 図面名称 空調換気設備 1階ダクト平面図 縮尺 A1: 1/150 A3: 1/300 図面番号 M-09	名称 株式会社 国建 資格者氏名 管理建築士 河野 泰志 登録番号 一級建築士 (大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 所在地 那覇市久茂地1丁目2番20号
摘要		概要		設計
管理建築士		設計		
製図		製図		製図
製図		製図		



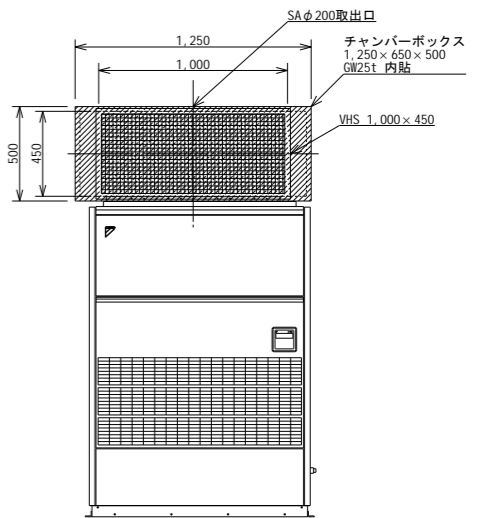
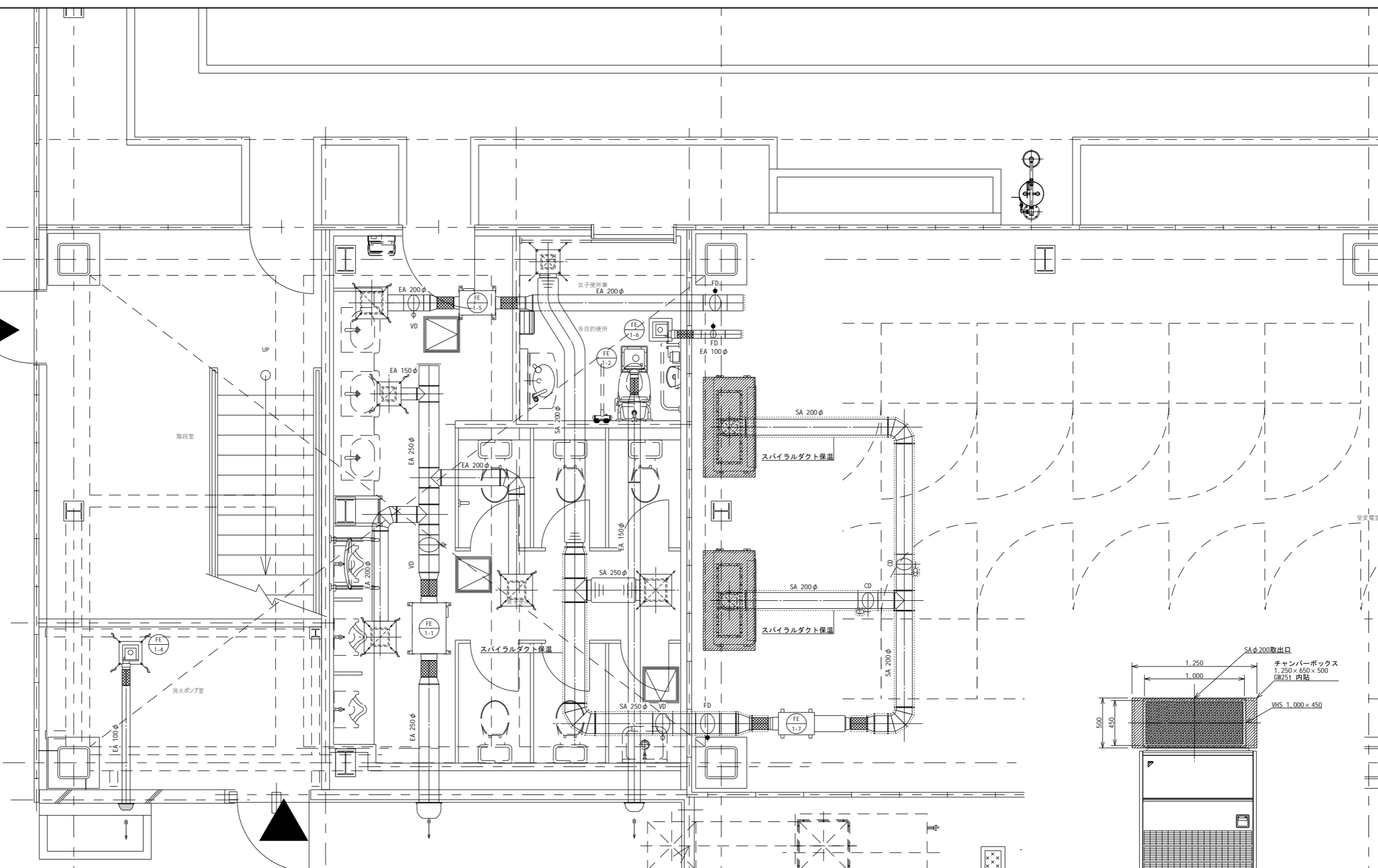
凡例

記号	名称	備考
—SA—	給気ダクト	
—RA—	運気ダクト	
—OA—	外気ダクト	
—EA—	排気ダクト	
□	吹出口、吸込口	
D	ペントキャップ	SUS製、深型、防虫網付、指定色鳥付塗装

株式会社 国建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号 一級建築士 登録第232020号 構造設計 一級建築士 登録第3200号 一級建築士 登録第259623号 設備設計 一級建築士 登録第4737号 建築設備士 第17E1-045KH号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国建 河野 泰志 株式会社 国建 屋部 哲 株式会社 国建 鳥袋 敬 株式会社 環境設計国建 巖元 真志	工事名称 工事場所 発注機関	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラ棟】 北大東村字中野地内 北大東村役場	工事年度 図面名称 縮尺 図面番号	令和 8 年度 空調換気設備 2階ダクト平面図 A1: 1/150 A3: 1/300 M-10
設計者		名称	株式会社 国建	資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
設計者		登録番号	一級建築士 (大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号



株式会社 国 建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号 一級建築士 登録第232020号 構造設計 一級建築士 登録第3200号 一級建築士 登録第259623号 設備設計 一級建築士 登録第4737号 建築設備士 第17E1-0445KH号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国 建 河野 泰志 株式会社 国 建 屋部 哲 株式会社 国 建 鳥袋 敬 株式会社 国 建 環境設計国建 巖元 眞志	工事名称 北大東製糖更新工事(第1期)【压榨ボイラー棟】 工事場所 北大東村字中野地内 発注機関 北大東村役場	工事年度 令和 8 年度 図面名称 空調換気設備 3階ダクト平面図 縮 尺 A1: 1/150 A3: 1/300 図面番号 M-11	名 称 株式会社 国 建 資格者氏名 管理建築士 河野 泰志 登録番号 一級建築士 (大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 所 在 地 那覇市久茂地1丁目2番20号
摘 要		検 印		
		管理建築士	設 計	製 図

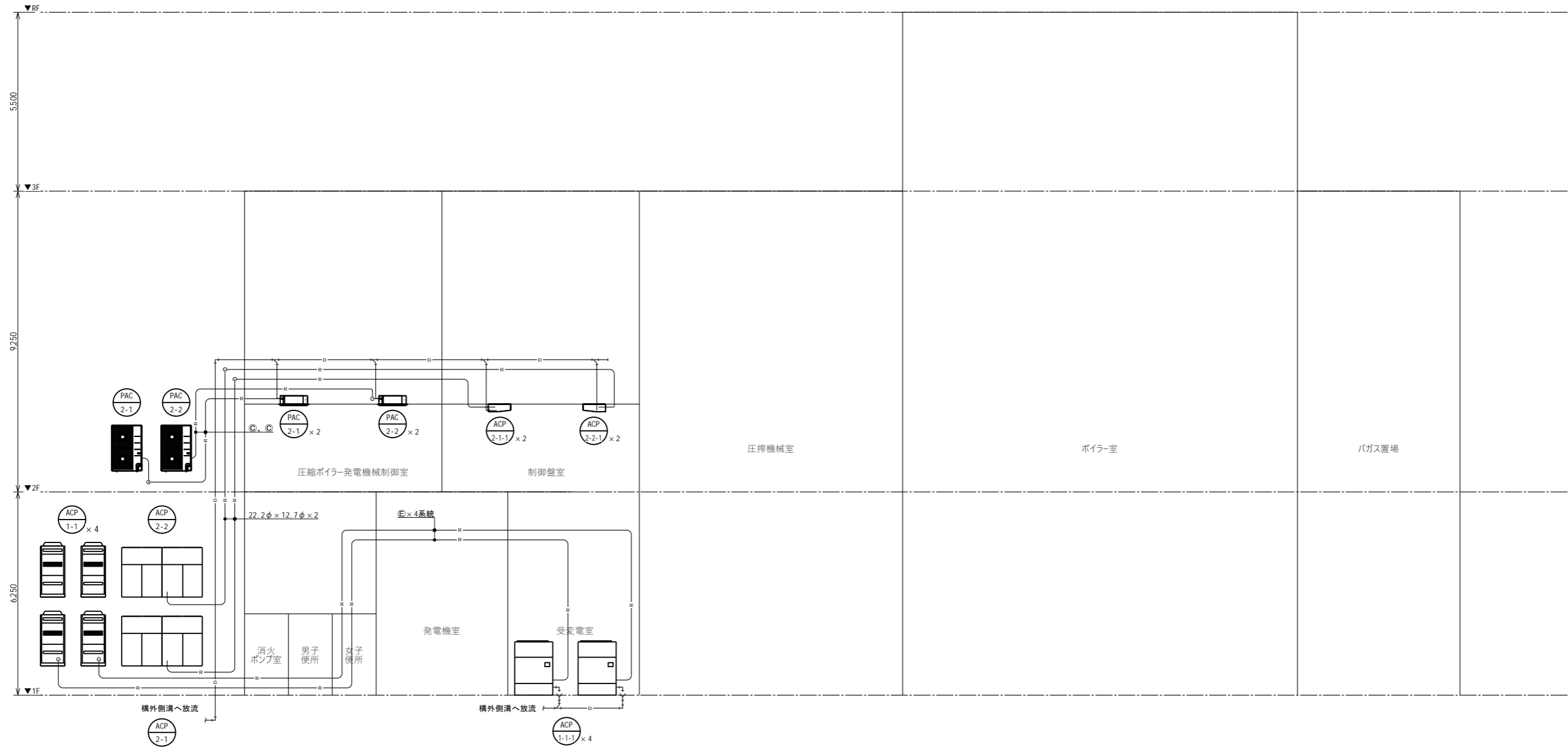


チャンパーボックス詳細図 (S: 1/20)

凡例

記号	名称	備考
—EA—	排気ダクト	
	シロッコファン	ストレートシロッコファン/ ラインファン
	吹出口、吸込口	
	ベントキャップ	SUS製、深型、防虫網付、 指定色焼付塗装
	点検口	(建築工事)

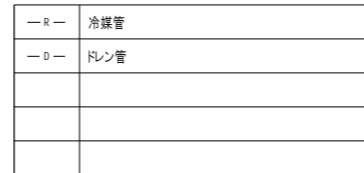
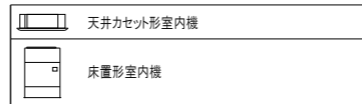
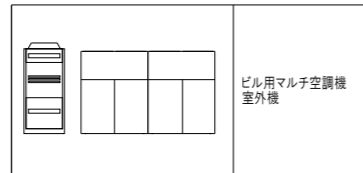
株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製輪更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	空調換気設備 便所詳細図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1: 1/25 A3: 1/50
その他の設計者	株式会社 国 建	摘 要		図面番号	M-12
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	管理建築士	設 計	製 図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	検 印			
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敦				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-045KH号	巖元 真志				
設計者	株式会社 国 建	名 称	株式会社 国 建	資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
		登録番号	(大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号



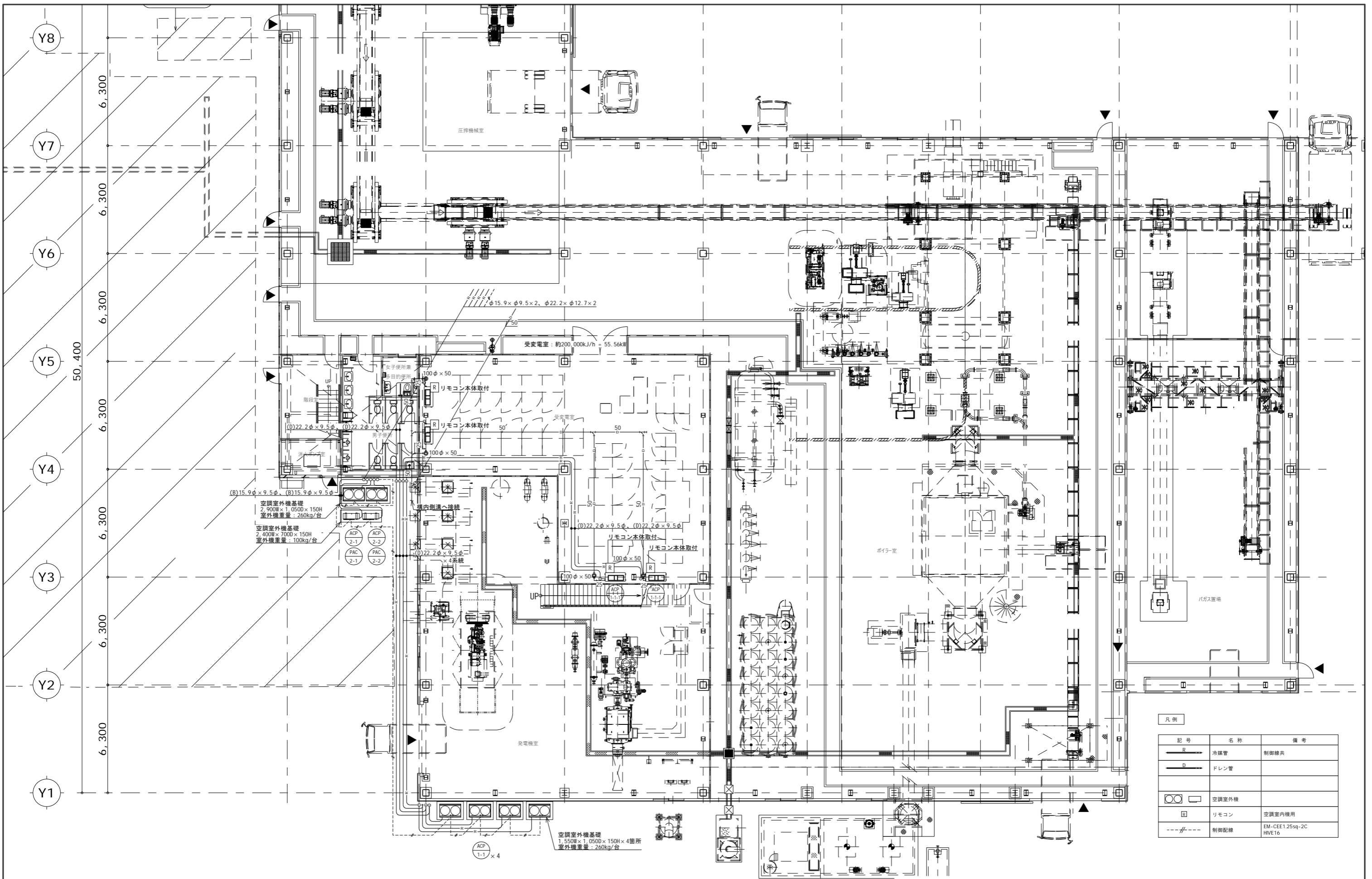
冷媒管口径(参考)

記号	ガス管	液管
(A)	9.5φ	6.4φ
(B)	12.7φ	6.4φ
(C)	15.9φ	9.5φ
(D)	19.1φ	9.5φ
(E)	22.2φ	9.5φ
(F)	25.4φ	9.5φ
(G)	25.4φ	12.7φ
(H)	28.6φ	12.7φ
(I)	28.6φ	15.9φ
(J)	31.8φ	19.1φ
(K)	38.1φ	19.1φ

■ 凡例



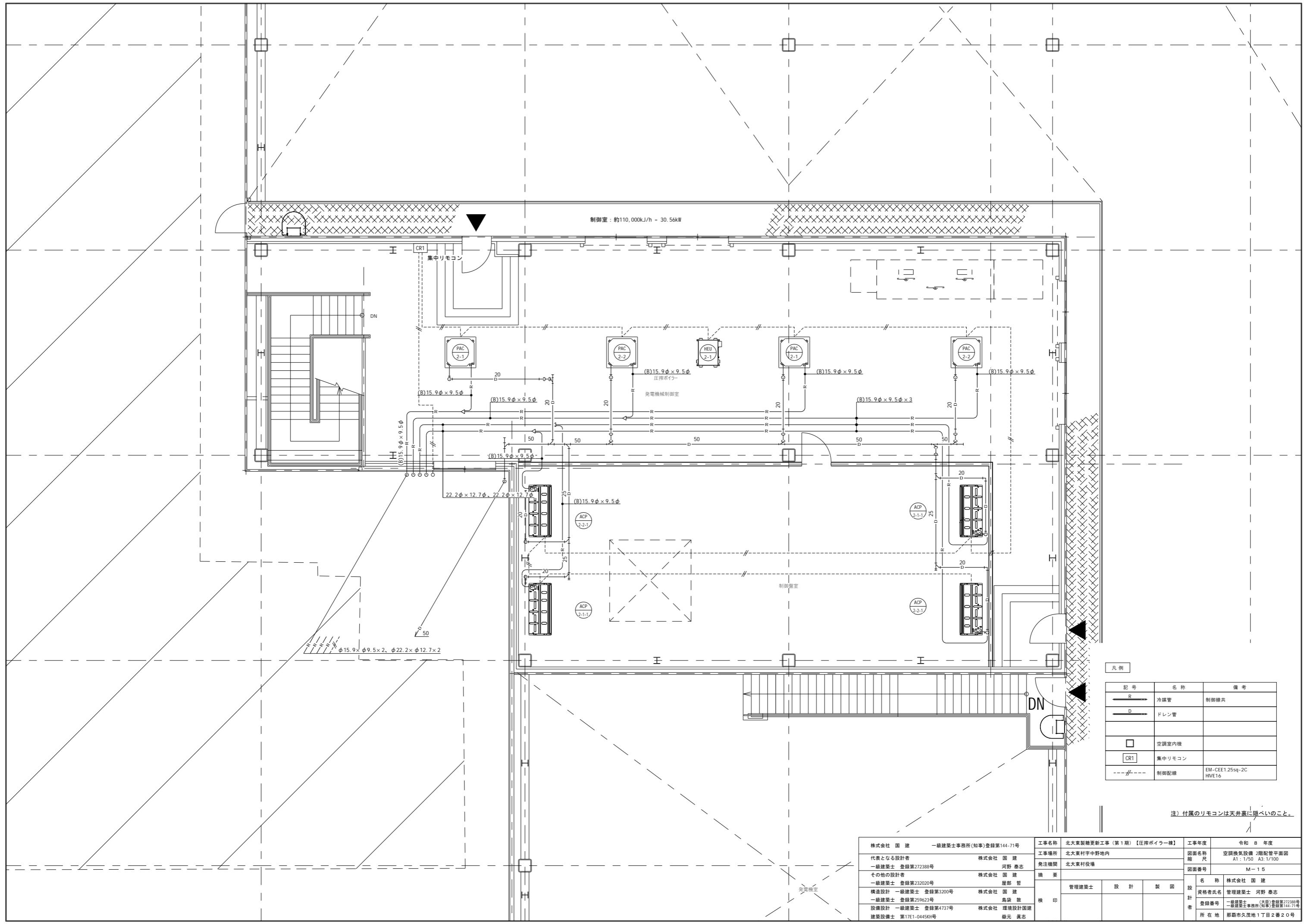
株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	空調換気設備 配管系統図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1 : - A3 : -
その他の設計者	株式会社 国 建			図面番号	M-13
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	摘 要		名 称	株式会社 国 建
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	管理建築士	設 計	製 図	資格者氏名
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	検 印			管理建築士 河野 泰志
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				登録番号
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				(大図)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
					所 在 地
					那覇市久茂地1丁目2番20号



凡例

記号	名称	備考
R	冷媒管	制御線共
D	ドレン管	
○	空調室外機	
□	リモコン	空調室内機用
---	制御配線	EM-CEE1.25sq-2C HVE16

株式会社 国建 代表となる設計者 一般建築士 登録第272388号 その他の設計者 一般建築士 登録第232020号 構造設計 一般建築士 登録第3200号 一般建築士 登録第259623号 設備設計 一般建築士 登録第4737号 建築設備士 第17E1-0445KH号	一般建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国建 河野 泰志 株式会社 国建 屋部 哲 株式会社 国建 鳥袋 敬 株式会社 環境設計国建 巖元 真志	工事名称 北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】 工事場所 北大東村字中野地内 発注機関 北大東村役場	工事年度 令和 8 年度 図面名称 空調換気設備 1階配管平面図 縮尺 A1: 1/100 A3: 1/200 図面番号 M-14	名称 株式会社 国建 資格者氏名 管理建築士 河野 泰志 登録番号 一般建築士 (大)登録第272388号 一般建築士事務所(知事)登録第144-71号 所在地 那覇市久茂地1丁目2番20号
---	--	--	--	---



制御室：約110,000kJ/h = 30.56kW

凡例

記号	名称	備考
R	冷媒管	制御線共
D	ドレン管	
□	空調室内機	
CR1	集中リモコン	
---//---	制御配線	EM-CEE1.25sq-2C HVE16

注) 付属のリモコンは天井裏に隠すこと。

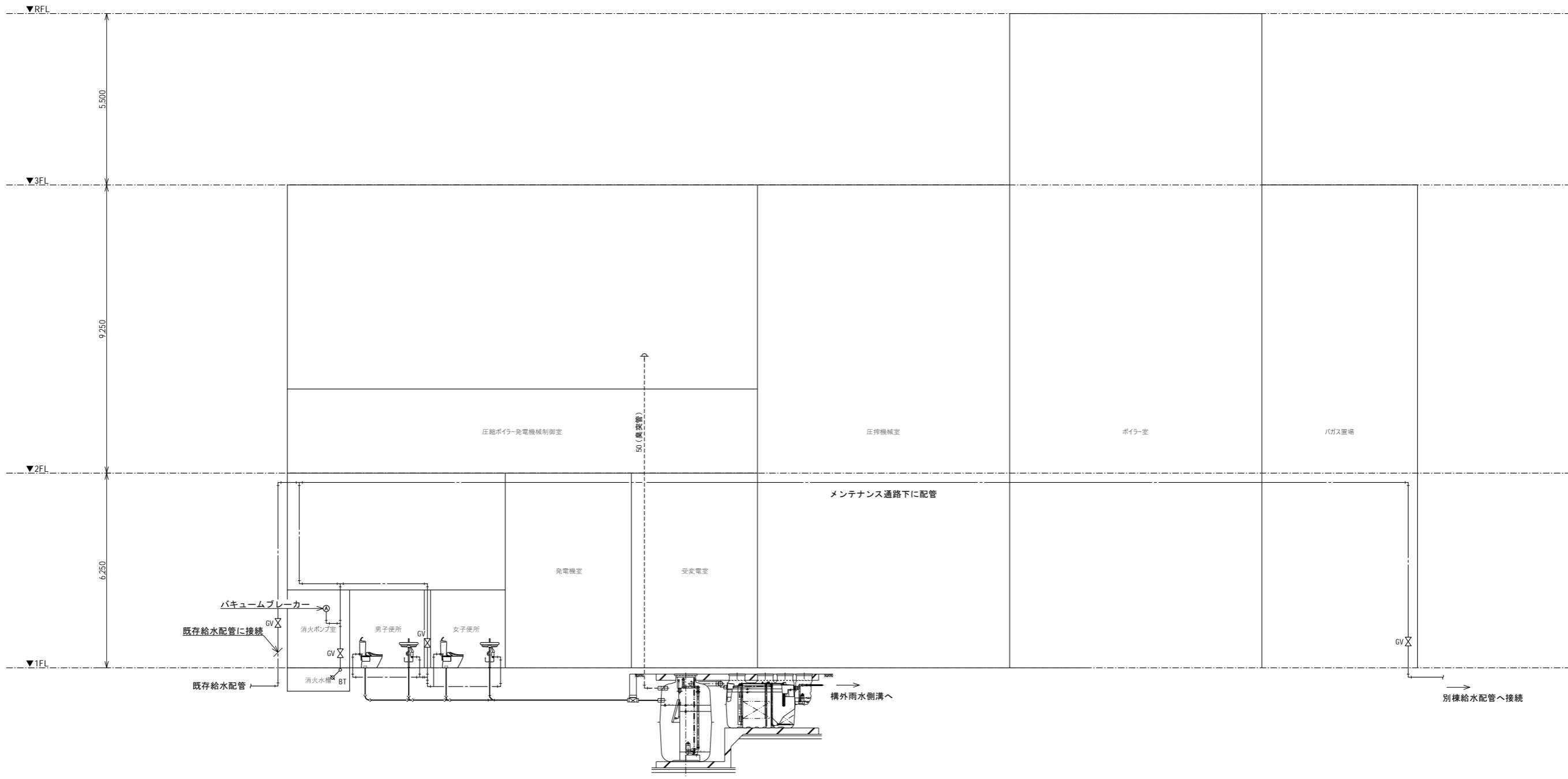
株式会社 国建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	空調換気設備 2階配管平面図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1: 1/50 A3: 1/100
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-15
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	管理建築士	設計	製図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	設計者	河野 泰志		
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	製図者	河野 泰志		
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				

衛生器具表

No.	器具名称	規格・記号	参考品番 (TOTO)	参考品番 (LIXIL)	仕様 (付属品)	ボイラー棟		
						男子 便所	女子 便所	工場 内 兼 身 障 者 用 便 所
1	洋風大便器	C1200S	CS597BMS,SH596BAYR TCF5871AC,YH702	BC-P20HU DT-PA25OHUCHTK CW-PA21QF-NE.CF-63HST	腰掛式便器(床排水)、ロータンク、止水栓(壁給水)、温水洗浄便座(蓋付)、タッチスイッチ、二連紙巻器、その他付属品	5	1	6
2	壁掛小便器		UFS900JCS	U-A51AP	壁掛小便器(低リップ・塩ビ排水)、トラップ付、大形、AC100V、バックハンガ、その他付属品	3		3
3	ポウル一体洗面カウンター (ポウル×3)	奥行：500mm 長さ：2,560mm	MK50.T7W41×3.M9P40A TLE26506J×3,TLK05202J×3	MB-501KT7WS,AM-320CV1×3, LF-105PAL-H×3,KF-24EM×3	ポウル一体洗面カウンター、ポウル×3、台付自動水栓(AC100V)×3、手動水せっけん供給栓×3、壁給水用止水栓×3、 壁排水用金具(オ-ハ-フロ-ア)×3、ブラケット、その他付属品	1		1
4	壁掛洗面器	L410	L270CM,TLE33SB4A,TL220D TLK05202J,TLDP2201JA	L-275FCRS,AM-311TV1,LF-WN 7PF,KF-24EM	壁掛洗面器、台付自動水栓(AC100V)、水石けん入れ、取付金具、壁排水金具(トラップ)		1	1
5	多目的トイレ用 手洗器(自動式単水栓)		LSE570APR	AWL-71U2AM(P)	コンパクト手洗器、自動式単水栓、排水金具、固定金具、その他付属品		1	1
6	I型手すり		T112C6	KF-910AE60J	I型手すり(600mm L)、φ34mm、樹脂被覆タイプ、固定金具、その他付属品	1		1
7	L型手すり		T112CL11	KF-926AE80D25J	L型手すり(800mm×800mm)、前出寸法：230mm、φ34、樹脂被覆タイプ、固定金具、その他付属品	1		1
8	可動手すり(跳ね上げ)		T112HK7R	KF-471EH70JU	跳ね上げ手すり(ロック付)、700mm、φ34、樹脂被覆タイプ、固定金具、その他付属品	1		1
9	小便器用手すり		T112CU22	KF-701AEJ	小便器用手すり(600mmW×500mmD)、φ34mm、樹脂被覆タイプ、固定金具、その他付属品	1		1
10	背もたれ		EWC385CS	KFC-271T1U2	背もたれ(ロータンク式)、固定金具、その他付属品		1	1
11	鏡		YM4560F	KF-4560A	化粧鏡(450mm×600程度)、取付金具、その他付属品	3		3
12	鏡		YMK52	KF-5010AG	化粧鏡(480mm×1,100程度)、取付金具、その他付属品		1	1
13	ハンドドライヤー		TYC420W	KS-570AH	高速両面タイプ	1	1	2
14	掃除用流し	S210	SK22A,TK22,T23AEQ20C,T37SGE	S-202A,LF-7E-19-U SF-20SAF-P	流し、横水栓、床排水金具(ストラップ)、バックハンガー、給水ホース、その他付属品	1		1
15	モップ掛けパネル		UTR422S		ステンレス製、その他付属品	1		1
16	横水栓		T200SNR13	LF-7R-13-U	工場内散水栓用			7
17	横水栓		T200BSQ13	LF-7KRZ-13-U	ハンドル回転式、工場内手洗用			6
18	洗眼水栓		Y25A-13(SANEI製)					2

※品番以外の必要となる部材も含む。

株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	給排水衛生設備 衛生器具表
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1:- A3:-
その他の設計者	株式会社 国 建	摘 要		図面番号	M-16
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	概 要	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 国 建
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	概 要		資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	概 要		登録番号	(大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建	概 要		所 在 地	那覇市久茂地1丁目2番20号
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志	概 要			



■凡例

---	給水管
- -	給湯管
->	汚水管
---	雑排水管
---	通気管

株式会社 国 建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラ一棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	給排水衛生設備 系統図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1 : - A3 : -
その他の設計者	株式会社 国 建	摘 要		図面番号	M-17
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称	株式会社 国 建
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建			資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬			登録番号	一級建築士 (大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建			所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				

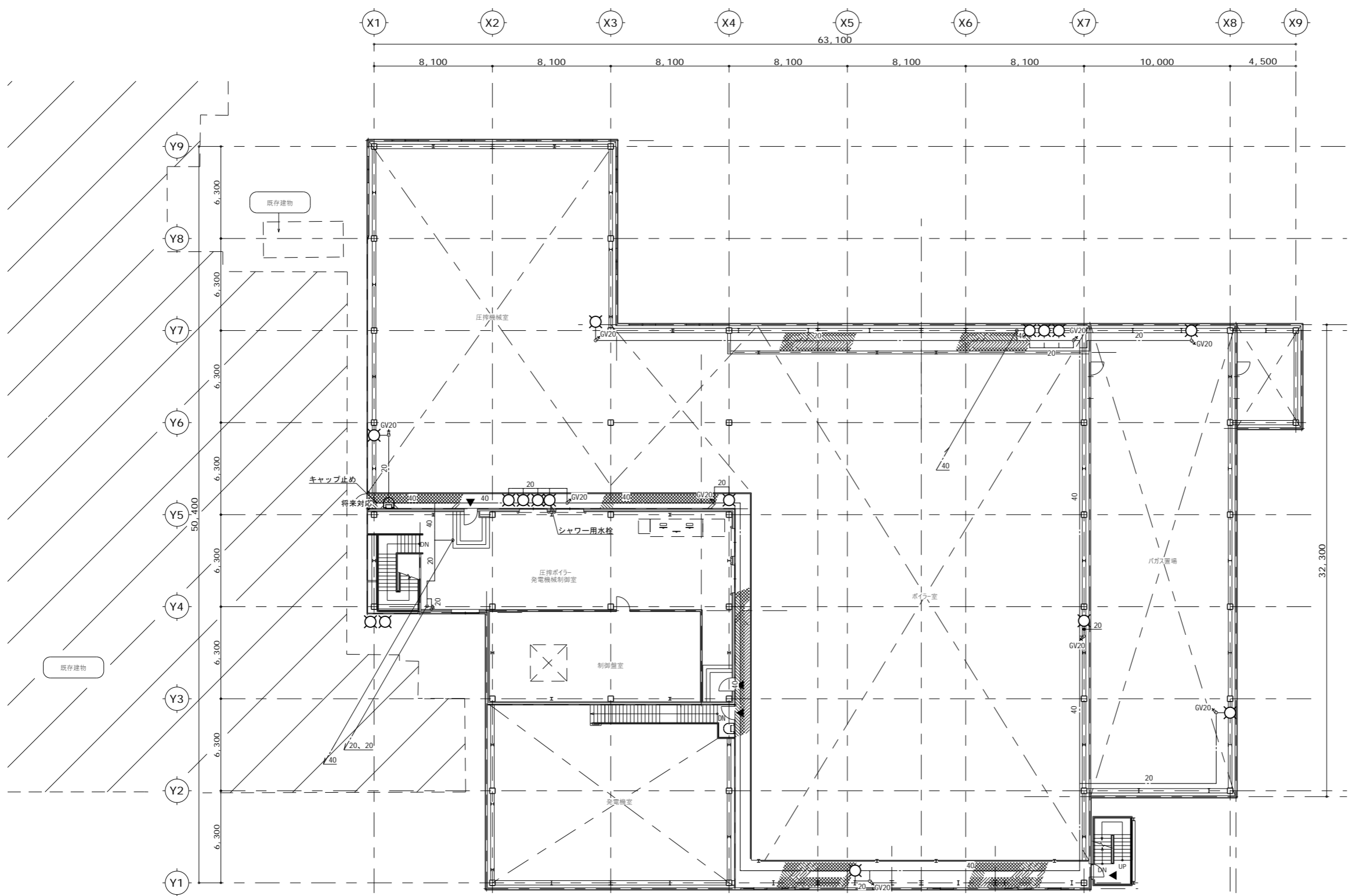


小口径樹リスト

番号	名称	種別	大きさ	地盤高さ (設計GL±)	管底高さ (設計GL±)	樹深さ (設計GL±)	樹深さ (設計GL±)	樹深さ (設計GL±)	区間距離	蓋仕様	蓋寸法	備考
①	汚水樹	90Y	200φ	0	-317	319	319	9.3	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
②	汚水樹	ST	200φ	0	-510	512	512	9.7	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
③	汚水樹	90L	200φ	0	-711	712	712	0.0	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
④	汚水樹	90L	200φ	0	-557	559	559	6.0	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
⑤	汚水樹	90L	200φ	0	-623	625	625	8.6	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
⑥	汚水樹	ST	200φ	0	-716	718	718	8.6	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
⑦	汚水樹	90L	200φ	0	-809	810	810	10.7	T-8 (鋼鉄製)	200φ		
⑧	汚水樹	45L	200φ	0	-922	924	924	0.0	T-8 (鋼鉄製)	200φ		

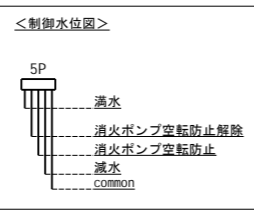
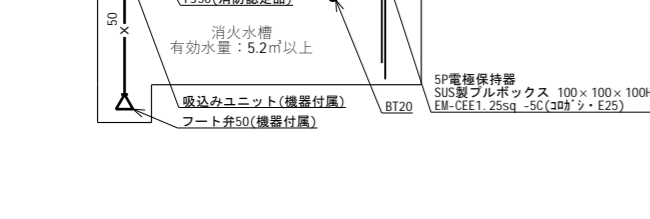
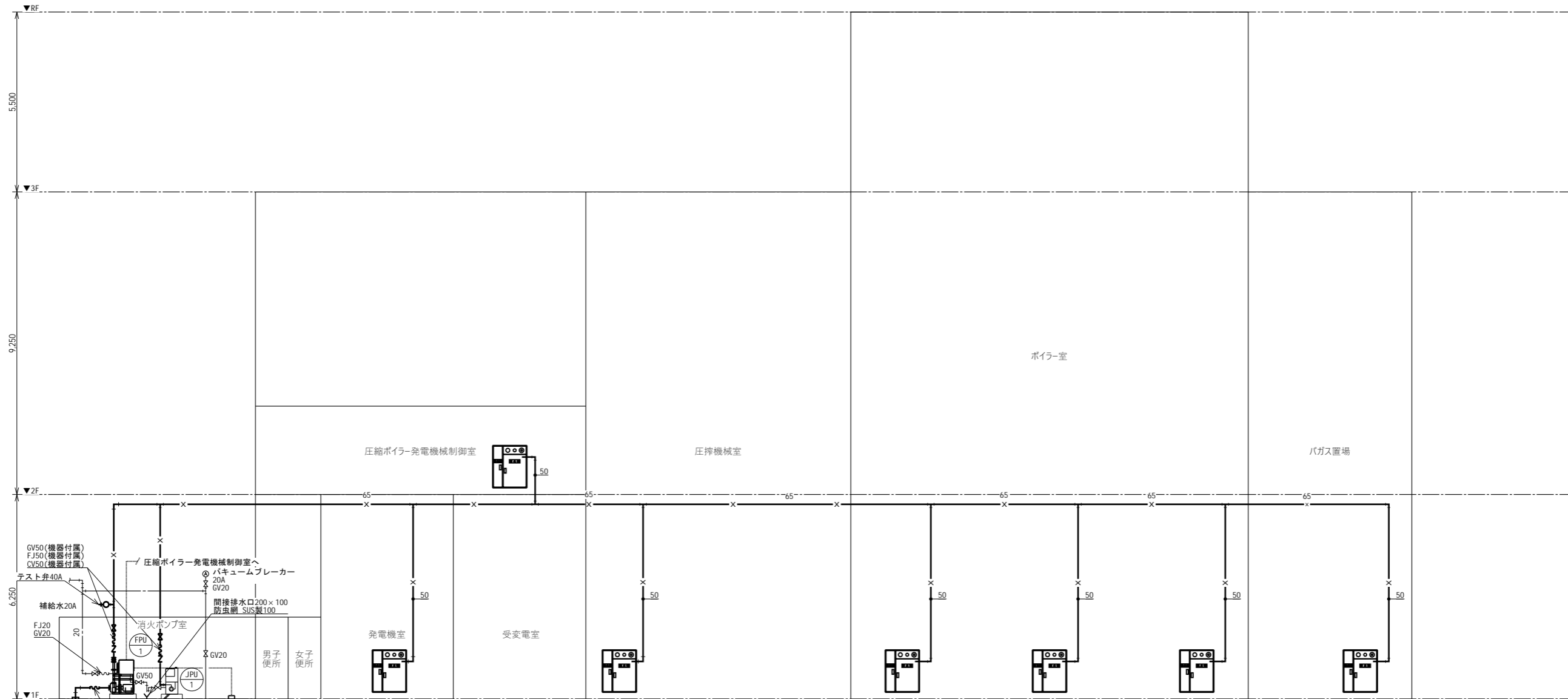
配置図 S=1/500

株式会社 国建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和8年度
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	給排水衛生設備 外構平面図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1: 1/500 A3: 1/1,000
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-18
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	管理建築士	設計	製図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	検印			
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				
名称	株式会社 国建	設計者	管理建築士 河野 泰志	登録番号	(大図)登録第272388号 (小図)登録第144-71号
資格者氏名		所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号		

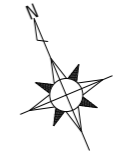
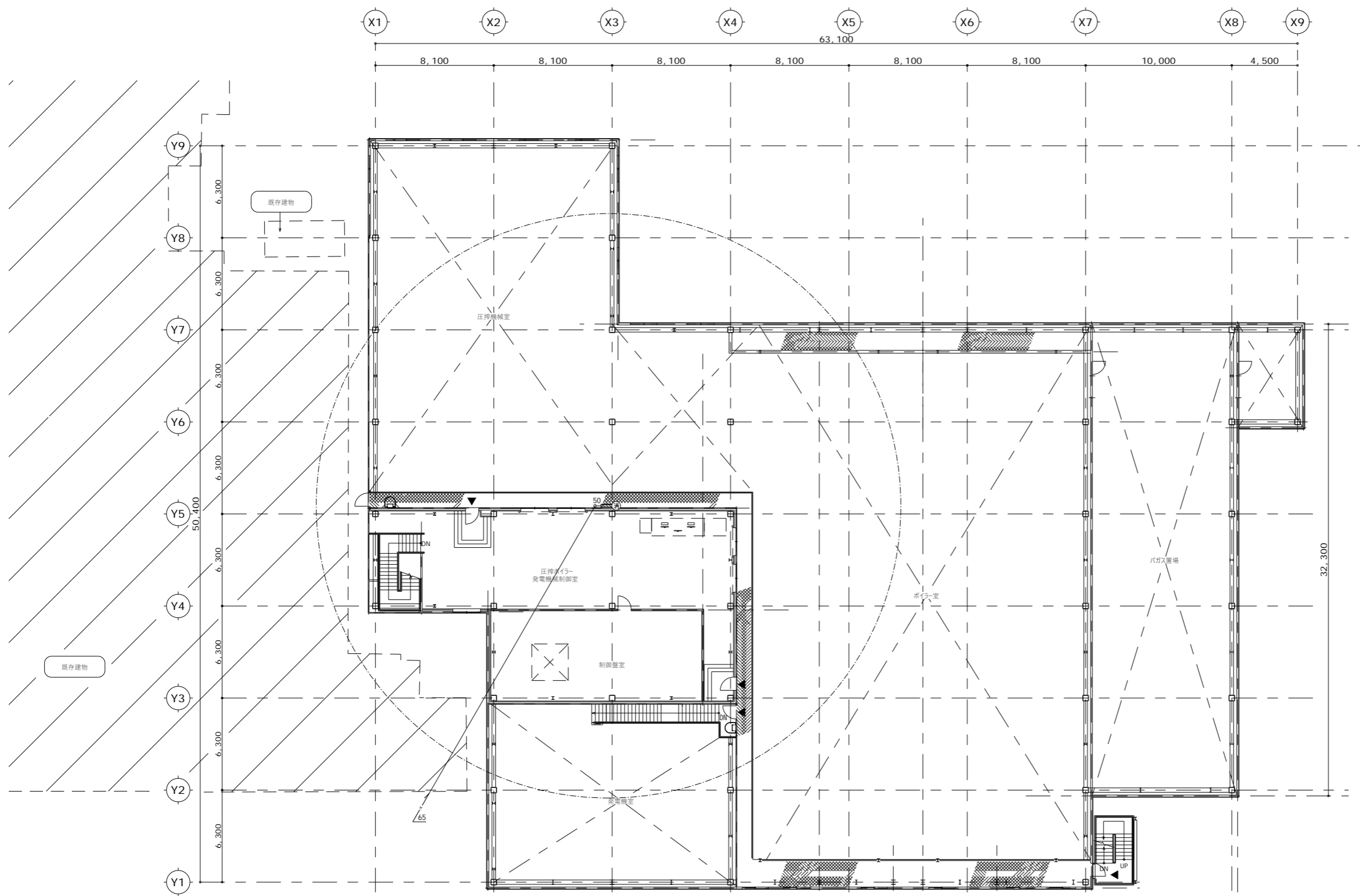


株式会社 国建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号 一級建築士 登録第272388号 その他の設計者 一級建築士 登録第232020号 構造設計 一級建築士 登録第3200号 一級建築士 登録第259623号 設備設計 一級建築士 登録第4737号 建築設備士 第17E1-0445KH号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国建 河野 泰志 株式会社 国建 屋部 哲 株式会社 国建 鳥袋 敬 株式会社 環境設計国建 巖元 真志	工事名称 工事場所 発注機関	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】 北大東村字中野地内 北大東村役場	工事年度 図面名称 縮尺 図面番号	令和8年度 給排水衛生設備 2階平面図 A1: 1/150 A3: 1/300 M-20
設計者		概要		名称 資格者氏名 登録番号 所在地	
		管理建築士 設計 製図		株式会社 国建 管理建築士 河野 泰志 (大)登録第272388号 (一)登録第259623号(知事)登録第144-71号 那覇市久茂地1丁目2番20号	
棟印					

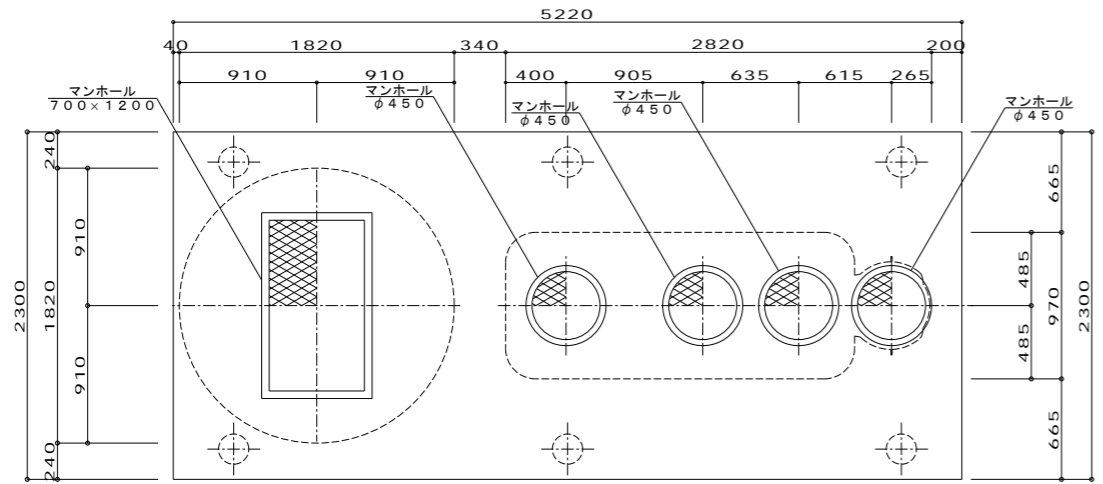
記号	名称	仕様	台数	電気仕様			設置場所	備考
				φ	V	消費電力 kW		
FPU-1	消火ポンプユニット	水量：300L/min 揚程：20m 付属品：圧力計、流量計、連成計、サクションユニット、フート弁50A 制御盤（消火水槽、満減警報・呼水槽） 吐水側（GV50、CV50、FJ50（消防認定品））、呼水槽、BT20、その他付属品一式	1組	3	200	3.7	1階消火ポンプ室内	
JPU-1	補助加圧ポンプユニット	水量：20L/min 揚程：20m 付属品：制御盤、その他付属品一式	1組	3	200	1.5	1階消火ポンプ室内	
HB-1AS	消火栓	形式：易操作性1号消火栓 HB-1AS SUS製 消火器併設形 消防認定品 付属品：ノズル、ホース30m、一次側圧力調整弁（起動スイッチ付）、操作表示、指定色焼付塗装	7組				1階 6組 2階 1組	
	消火器	形式：粉末消火器ABC-10型 消防認定品	10本				1階 9本 2階 1本	



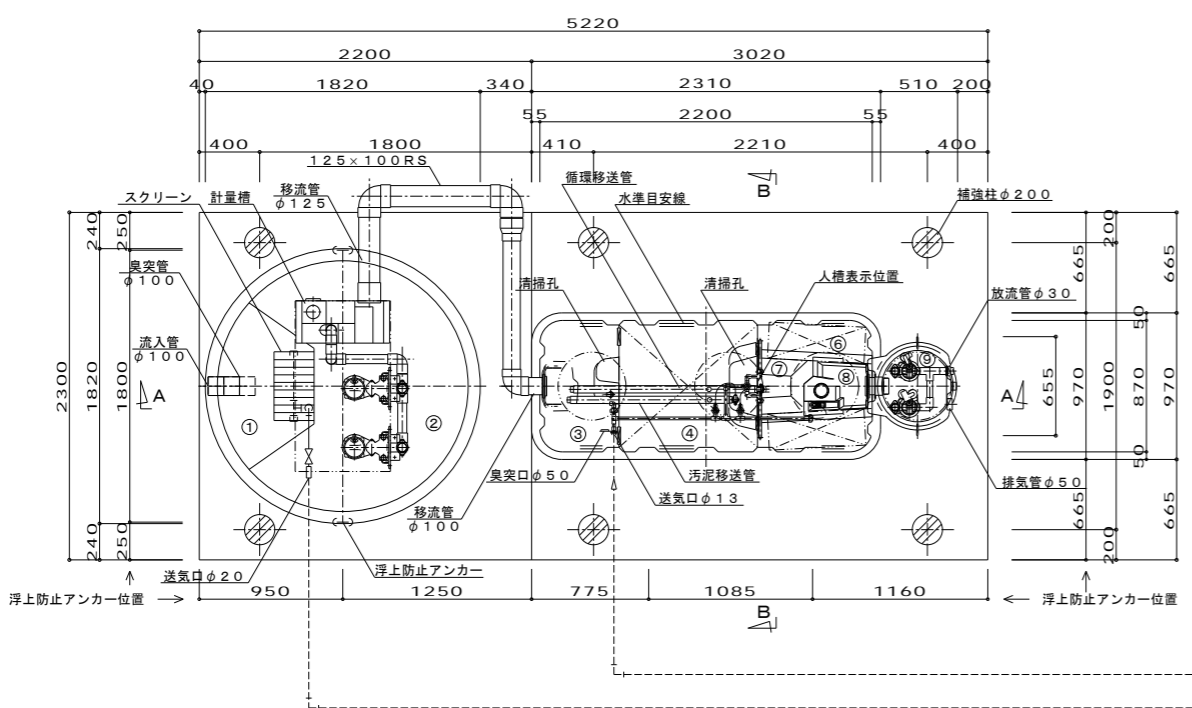
株式会社 国建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和8年度
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	消火設備 系統図
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1:- A3:-
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-22
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	設計	管理建築士	製図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	検印			
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敦				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				
名称	株式会社 国建	資格者氏名	管理建築士 河野 泰志	登録番号	(大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号				



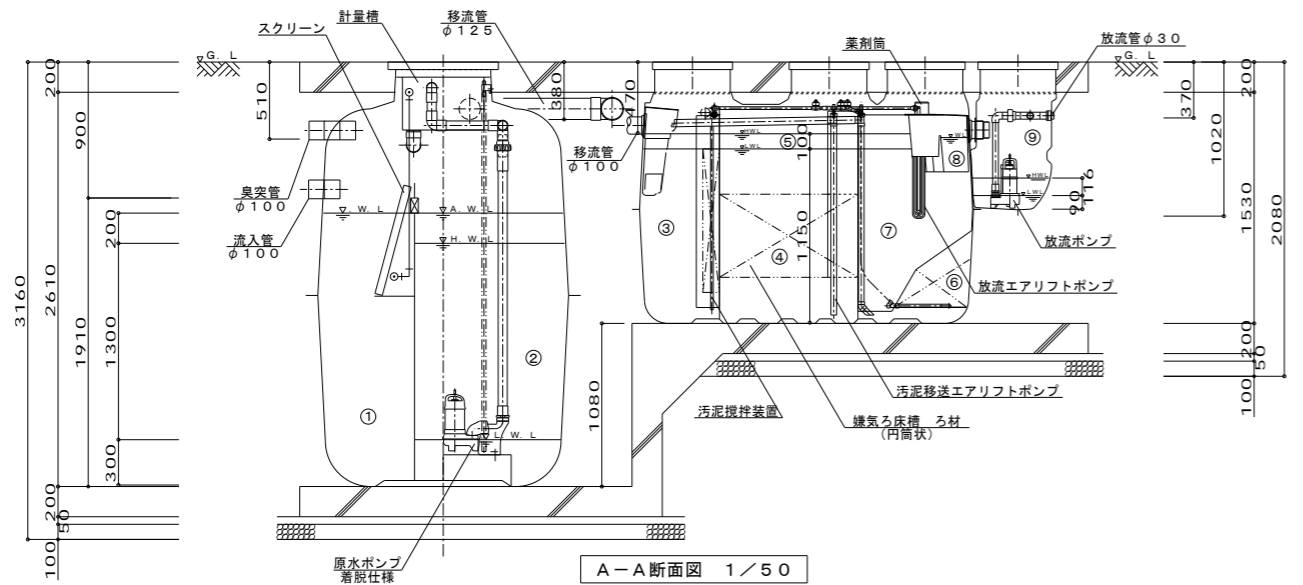
株式会社 国 建 代表となる設計者 一級建築士 登録第272388号 一級建築士 登録第232020号 構造設計 一級建築士 登録第3200号 設備設計 一級建築士 登録第259623号 建築設備士 第17E1-0445KH号	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 株式会社 国 建 河野 泰志 株式会社 国 建 屋部 哲 株式会社 国 建 鳥袋 敬 株式会社 国 建 環境設計国建 巖元 真志	工事名称 北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ボイラー棟】 工事場所 北大東村字中野地内 発注機関 北大東村役場	工事年度 令和 8 年度 図面名称 消火設備 2階平面図 縮 尺 A1: 1/150 A3: 1/300 図面番号 M-2.4	名 称 株式会社 国 建 資格者氏名 管理建築士 河野 泰志 登録番号 一級建築士 (大)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号 所 在 地 那覇市久茂地1丁目2番20号
株 印		摘 要	設計	
製 図		製 図		



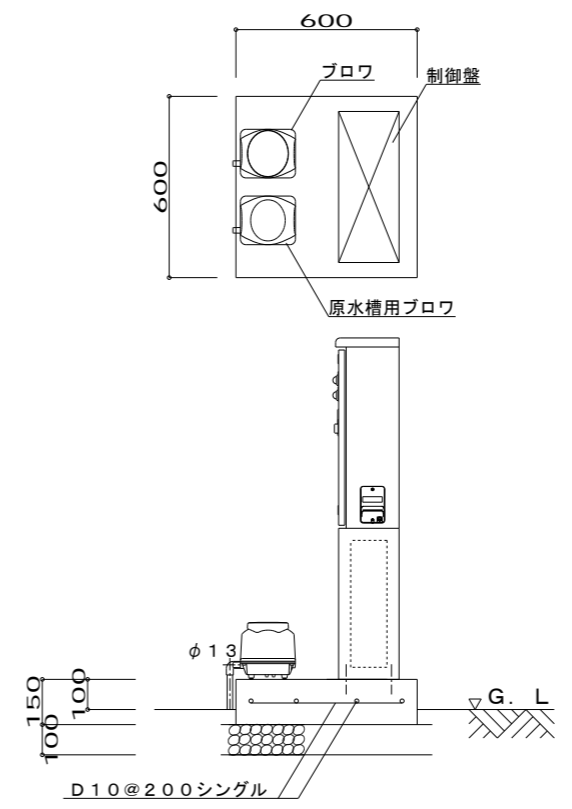
スラブ平面図 1/50



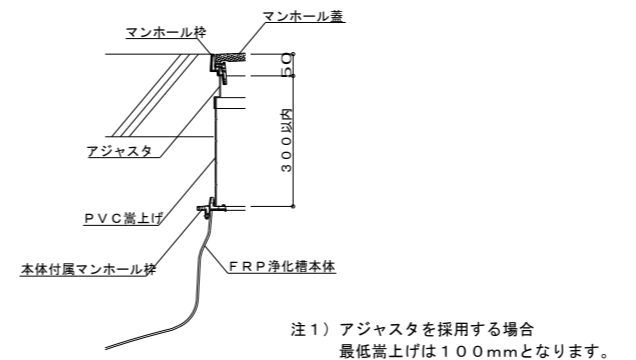
平面図 1/50



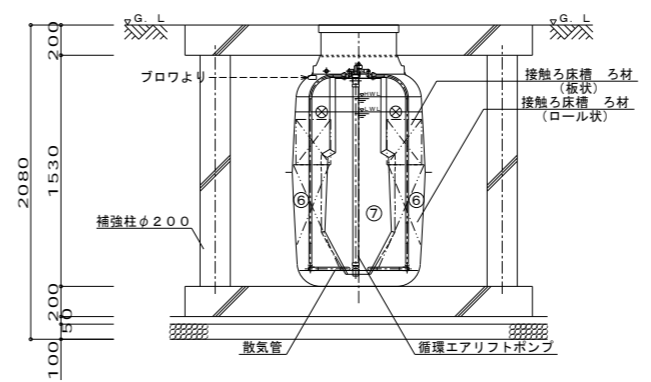
A-A断面図 1/50



機械基礎参考図 1/25



アジャスタ取り付け図



B-B断面図 1/50

原水ポンプ槽		※吊上目重量：400kg		
①	ばう気型スクリーン	有効容量	0.570 m ³	
②	原水ポンプ槽	有効容量	1.885 m ³	
原水槽用	吐水量	口径	消費電力	運転方式
	30L/min	φ13	20W	連続運転
原水ポンプ	吐水量	口径	出力	運転方式
	120L/min	φ50	250W	自動運転
槽本体	FRP			
パイプ類	PVC			
マンホール	FRP (1500K) ※ボルトロック			

仕様表				
設計番号				
型式名称				
処理対象人員	7人			
汚水量	1.40m ³ /d			
流入水質	BOD 200mg/L COD 100mg/L T-N 45mg/L SS 160mg/L			
放流水質	BOD 20mg/L COD 30mg/L T-N 20mg/L SS 15mg/L			
③	沈殿分離槽	有効容量	0.447	m ³
④	嫌気ろ床槽	有効容量	0.842	m ³
⑤	ピークカット部	有効容量	0.170	m ³
⑥	接触ろ床槽	有効容量	0.415	m ³
⑦	処理水槽	有効容量	0.228	m ³
⑧	消毒槽	有効容量	0.015	m ³
⑨	放流ポンプ槽	有効容量	0.029	m ³
	総容量	有効容量	2.117	m ³

機器装置仕様					
嫌気ろ床槽材 (円筒状)	PPまたはPE	充填率	43%		
接触ろ床槽材 (ロール状)	PPまたはPE	充填率	61%		
接触ろ床槽材 (板状)	PPまたはPE	充填率	21%		
ブロウ	吐水量	口径	消費電力	運転方式	台数
	90L/min	φ13	55W	連続運転	1
放流ポンプ	吐水量	口径	消費電力	運転方式	台数
	80L/min	φ30	130W	自動交互運転	2台
槽本体	FRP				
パイプ類	PVC, PPまたはPE				
消毒剤	固形塩素剤				
マンホール	FRP (1500K) ※ボルトロック				

- 注1) 上部はT-6荷重とする。
- 注2) 機器電源は単相100V、総電力は1035W (60Hz) 一次側引込電容量は30A以上とする。
- 注3) 図中の「G、L」は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注4) 浄化槽からブロウまでの距離は20m以内とする。
- 注5) 流入管・放流管工事は排水設備図を参照のこと。
- 注6) 臭気工事は排水設備図を参照のこと。
- 注7) 電気工事は二次側 (浄化槽制御盤以降) を浄化槽工事とする。一次側 (電源引き込み) は電気工事範囲とする。
- 注8) 外部警報接続工事は浄化槽工事範囲外とする。
- 注9) 地耐力は60KN/m²以上必要とする。(実際の工事業者が確認後施工の事)
- 注10) 岩掘削工事、杭工事、地盤改良工事、ウェルポイント工事は別途とする。
- 注11) 鉄筋コンクリートの筋骨材の最大寸法は20mmとする。

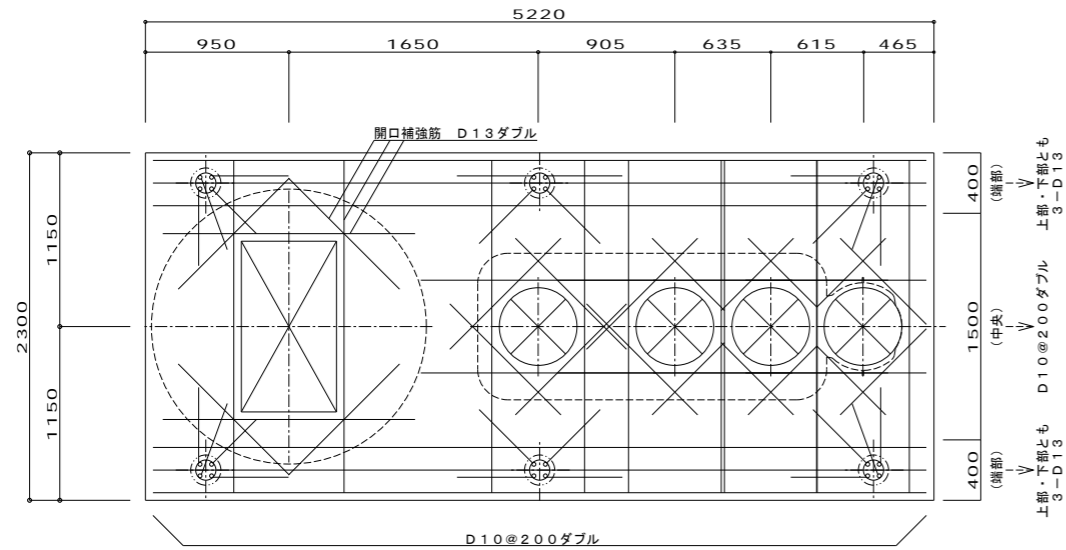
放流ポンプ槽配管仕様	
排気管	VU50
電線管	PFD36

- 注1) 放流ポンプ槽の排気管は必ず接続のこと。
- 注2) 排気管の放出部は、側溝の最大水位より100mm以上 (目安) 上部に設置のこと。
- 注3) 排気管は雨水配管や放流配管、他の汚水配管と絶対に合流接続しないこと。
- 注4) 排気管は途中で水溜りが起こるようなV字配管にしないこと。
- 注5) 電線管の両端はシリコンシーラントなどで必ずコーキング処理のこと。
- 注6) これらの処理を怠ると、浄化槽内で発生したガスが浄化槽内、および電線管の接続先付近に設置している設備・機器の金属類を腐食し、機器破損・障害の生ずるおそれがあります。

原水ポンプ槽のフロート取付高さ (フロートスイッチ着り上端からケーブル固定アングルまで)			
フロート番号	1 (LWL)	2	3 (HWL) 4 (AWL)
フロート長さ (mm)	2220	2120	970 770

- 注1) 現状嵩上げ高さ: GP=0mm, CA=150mm。最大嵩上げ高さ: GP=150mm, CA=300mmまでとする。
- 注2) 製品全高は、製品規格で+10mm、-20mmの公差があります。流入・放流管底は、製品規格で製品全高に対し±10mmの公差があります。

株式会社 国 建	一級建築士事務所 (知事) 登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事 (第1期) 【圧搾ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	株式会社 国 建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	浄化槽設備 平面・断面図
一般建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺	A1: 1/25 A3: 1/50
その他の設計者	株式会社 国 建			図面番号	M-25
一般建築士 登録第232020号	屋部 哲	施 工		名 称	株式会社 国 建
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建	設 計		資格者氏名	管理建築士 河野 泰志
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬	製 図		登録番号	(大) 登録第272388号 (一) 登録第144-71号
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建	検 印		所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				

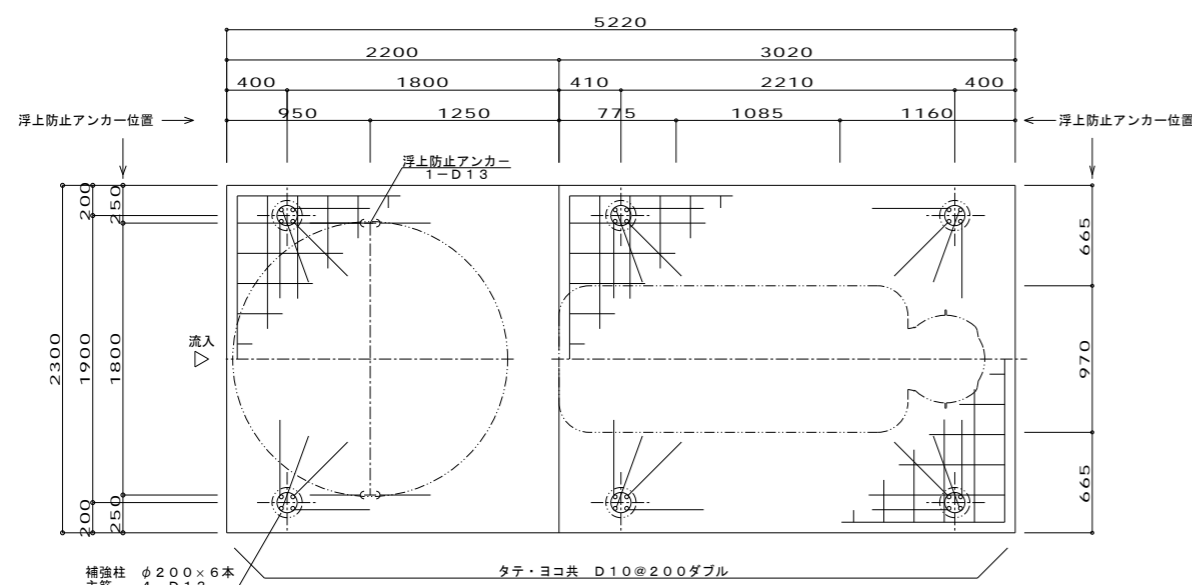


スラブ配筋図 1/50

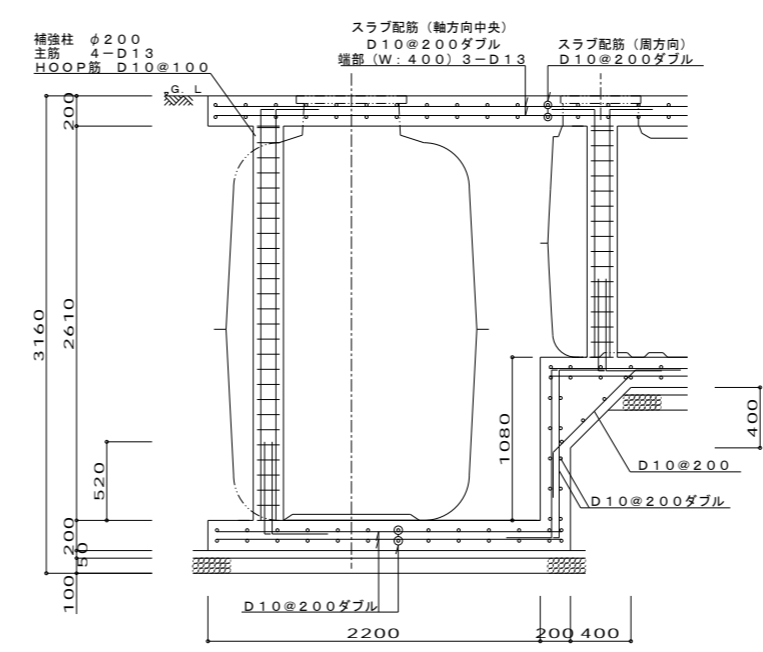
FKS6262A転用

一般事項	
コンクリート	$F_c = 21 \text{ N/mm}^2$
鉄筋	SD295A
鉄筋かぶり	スラブ 40
	ベース 60
定着及継手	40d
地業	砕石又はRC 40~0

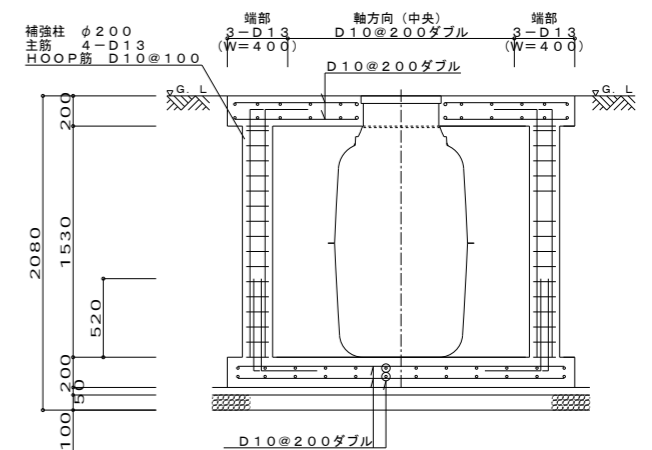
- 注1) 上部はT-6荷重とする。
- 注2) 図中の“G、L”は浄化槽位置での仕上げレベルを示す。
- 注3) 地耐力は60KN/m²以上必要とする。
(実際の工事業者が確認後施工の事)
- 注4) 鉄筋コンクリートの粗骨材の最大寸法は20mmとする。
- 注5) 現状嵩上げ高さ: GP= 0mm, CA=150mm。
最大嵩上げ高さ: GP=150mm, CA=300mmまでとする。



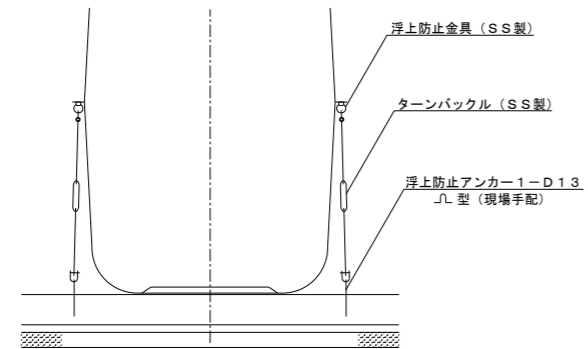
ベース配筋図 1/50



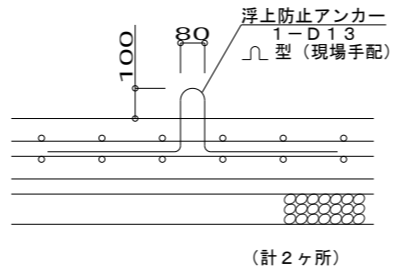
原水ポンプ槽断面配筋図 1/50



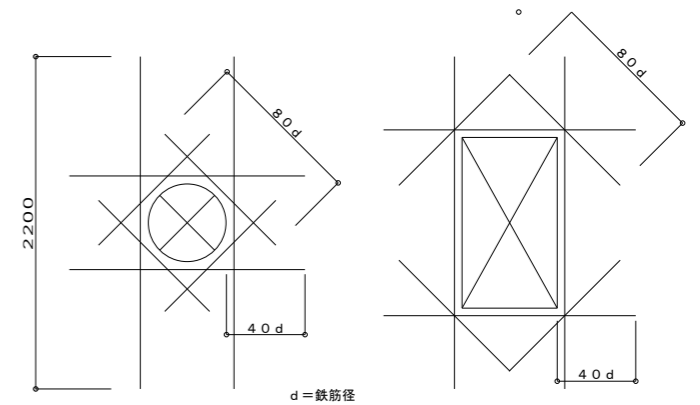
断面配筋図 1/50



φ150原水ポンプ槽浮上防止アンカー図 1/50



浮上防止アンカー詳細図 1/25
原水ポンプ槽用

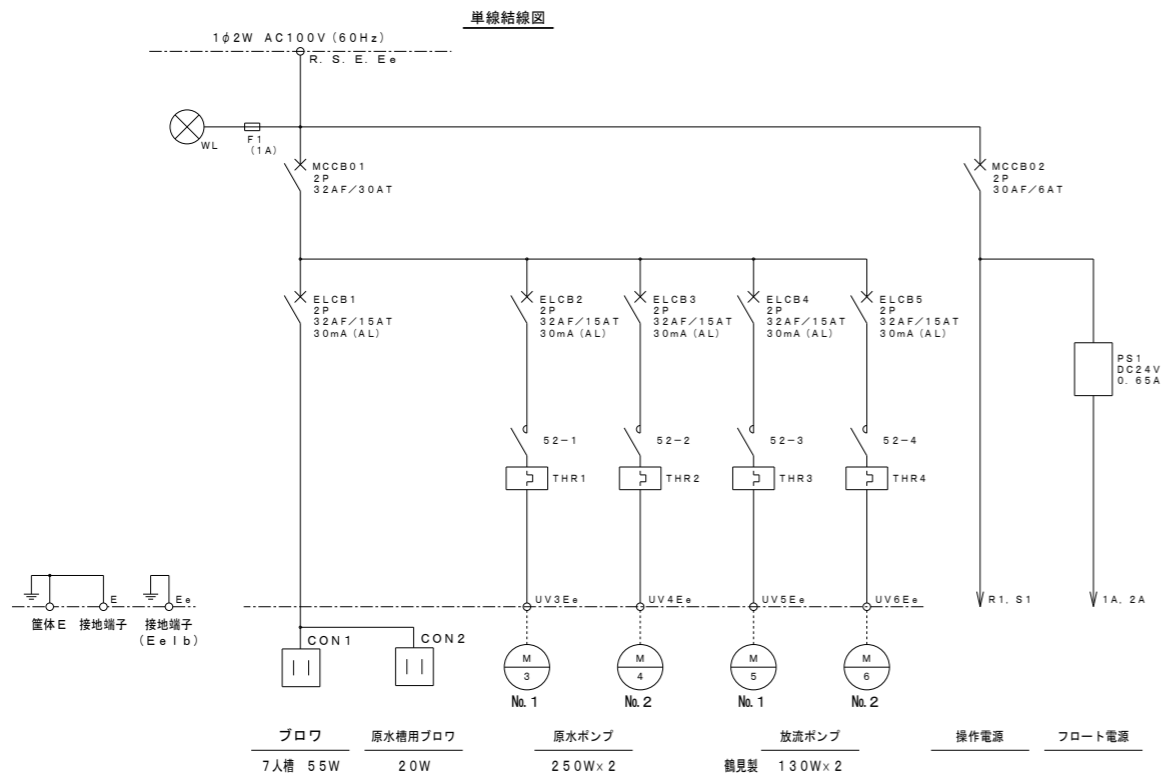


開口補強筋詳細図

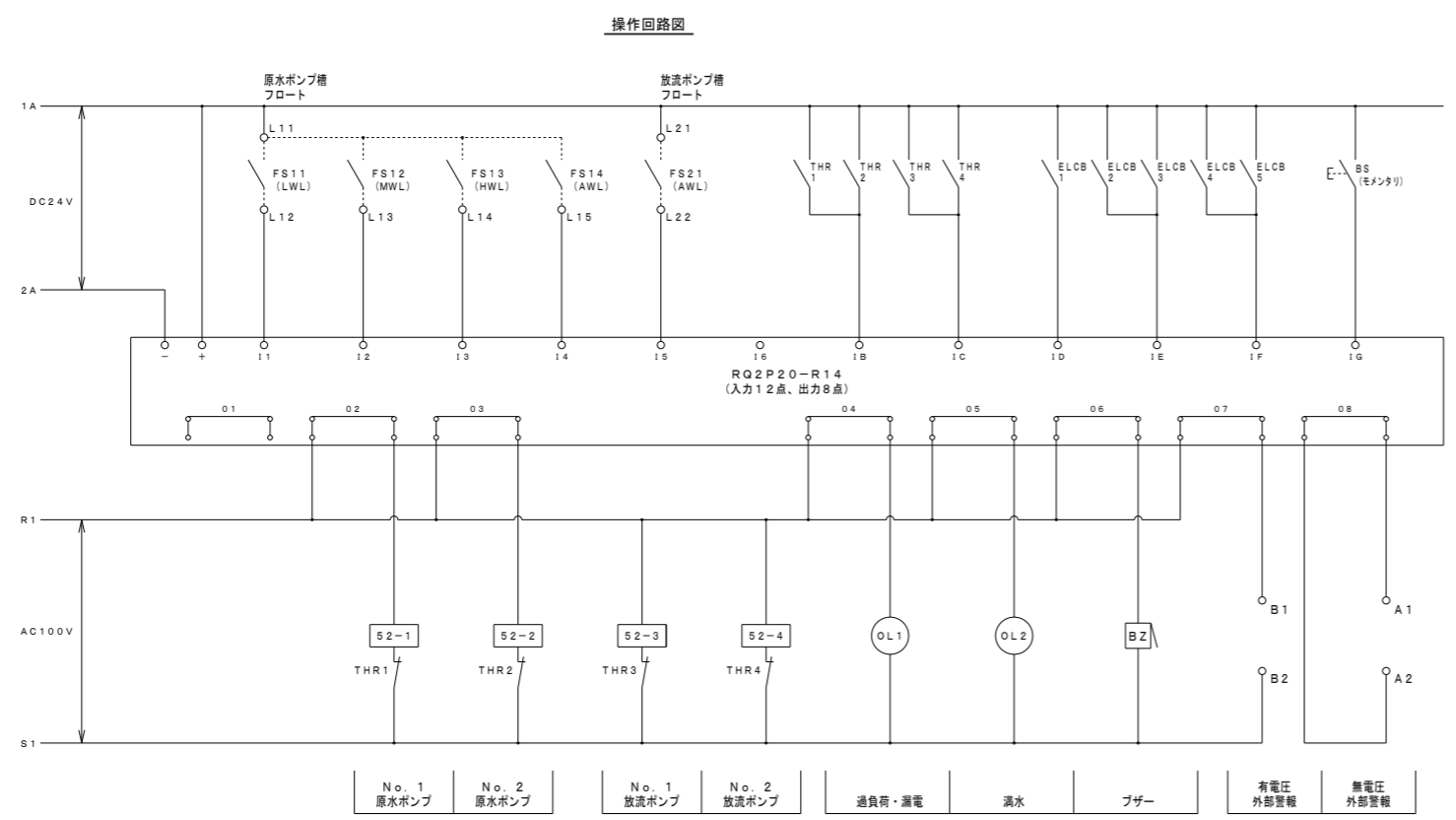
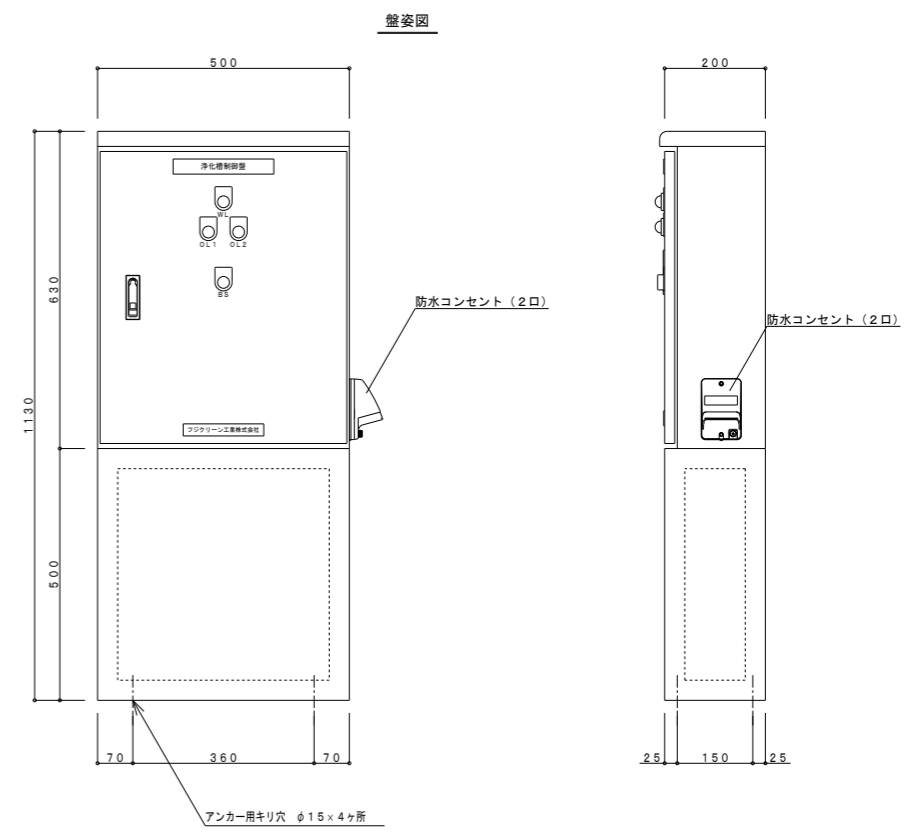
(ダイヤモンド補強: D13ダブル)

参考図

株式会社 国建	一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【圧搾ポイラー棟】	工事年度	令和8年度
代表となる設計者	株式会社 国建	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	浄化槽設備 配筋図(参考図)
一級建築士 登録第272388号	河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮尺	A1: 1/25 A3: 1/50
その他の設計者	株式会社 国建	摘要		図面番号	M-26
一級建築士 登録第232020号	屋部 哲	設計	管理建築士	製図	
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国建	検印			
一級建築士 登録第259623号	鳥袋 敬				
設備設計 一級建築士 登録第4737号	株式会社 環境設計国建				
建築設備士 第17E1-0445KH号	巖元 真志				
		名称	株式会社 国建	設計者	管理建築士 河野 泰志
		資格者氏名		登録番号	一級建築士 (大臣)登録第272388号 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号
		所在地	那覇市久茂地1丁目2番20号		



※アース端子は2つの機器で共用する場合があります。
※ブロフがアースレスの場合は端子台への接続は必要ありません。



制御盤仕様

設計番号	
型式	
構造	水切、防水・防塵構造
板厚 (SUS)	本体 1.5t (SUS) 扉 1.5t (SUS)
塗装	外面 マンセル5Y7/1 内面 マンセル5Y7/1

参考図

株式会社 国 建 一級建築士事務所(知事)登録第144-71号	工事名称	北大東製糖更新工事(第1期)【压榨ボイラー棟】	工事年度	令和 8 年度
代表となる設計者	工事場所	北大東村字中野地内	図面名称	浄化槽設備 制御盤図 (参考図)
一級建築士 登録第272388号	株式会社 国 建 河野 泰志	発注機関	北大東村役場	縮 尺
その他の設計者	株式会社 国 建 屋部 哲	図面番号	M-27	
一級建築士 登録第232020号	株式会社 国 建 鳥袋 敬	検 印	管理建築士 設 計 製 図	名 称
構造設計 一級建築士 登録第3200号	株式会社 国 建 鳥袋 敬			資格者氏名
一級建築士 登録第259623号	株式会社 環境設計国建 巖元 真志			管理建築士 河野 泰志
設備設計 一級建築士 登録第4737号				登録番号
建築設備士 第17E1-045KH号				(大図)登録第272388号 (小図)登録第144-71号
				所在地
				那覇市久茂地1丁目2番20号